

平成 24 年 12 月 19 日（水曜日）

第 4 回松島町議会定例会会議録

（第 4 日目）

平成24年第4回松島町議会定例会会議録（第4号）

出席議員（16名）

1 番	緑 山 市 朗 君	2 番	佐 藤 皓 一 君
3 番	高 橋 辰 郎 君	5 番	（欠番）
6 番	高 橋 利 典 君	7 番	渋 谷 秀 夫 君
8 番	高 橋 幸 彦 君	9 番	尾 口 慶 悦 君
10 番	色 川 晴 夫 君	11 番	赤 間 洵 君
12 番	太 齋 雅 一 君	13 番	後 藤 良 郎 君
14 番	片 山 正 弘 君	15 番	菅 野 良 雄 君
16 番	今 野 章 君	17 番	阿 部 幸 夫 君
18 番	櫻 井 公 一 君		

欠席議員

4 番	伊 賀 光 男 君
-----	-----------

説明のため出席した者

町 長	大 橋 健 男 君
副 町 長	高 平 功 悦 君
総務課長兼 選挙管理委員会事務局長	熊 谷 清 一 君
財 務 課 長	舘 山 滋 君
企画調整課長兼 企画調整班長	亀 井 純 君
町民福祉課長	安 部 新 也 君
産業観光課長	阿 部 礼 子 君
建 設 課 長	中 西 傳 君
会計管理者兼会計課長	佐々木 千代志 君
水道事業所長	丹 野 茂 君
危機管理監兼 環境防災班長	阿 部 祐 一 君

震災復興対策監	小 松 良 一 君
総務管理班長	佐 藤 進 君
教 育 長	小 池 満 君
教 育 課 長	櫻 井 光 之 君

事務局職員出席者

事 務 局 長 櫻 井 一 夫 主 幹 佐 々 木 弘 子

議 事 日 程 (第4号)

平成24年12月19日(水曜日) 午前10時 開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

〃 第 2 一 般 質 問

〃 第 3 委員会の閉会中の継続審査・調査について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分 開 議

○議長（櫻井公一君） 皆さん、おはようございます。

平成24年第4回松島町議会定例会を再開します。

本日の会議を開きます。

傍聴の申し出がありますのでお知らせをいたします。――――で
す。

なお、4番伊賀光男議員入院のため欠席となっております。

本日の議事日程は、お手元に配付しております。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（櫻井公一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日は、1番緑山市朗議員、2番佐藤皓一議員を指名いたします。

日程第2 一般質問

○議長（櫻井公一君） 日程第2、一般質問に入ります。

通告の順序にしたがいまして質問を許します。質問者は登壇の上、質問をお願いします。

それでは、16番今野 章議員登壇願います。

〔16番 今野 章君 登壇〕

○16番（今野 章君） おはようございます。

では通告順にしたがいまして質問をさせていただきたいと思います。

最初は、福島原発の事故に関連いたしまして、この間ずっとほぼ定例会ごとに放射能の問題、質問をさせていただいているわけでありますが、その中でも今回は町内の土壤汚染の状況についてということでお伺いをしたいということで通告をさせていただいたわけでありま
す。

土壤汚染のことにつきましては、これまでも何度もぜひ調査をしてほしいというお願いもして
きたわけでありますが、なかなか実証されていないのかなということでした。
今回質問通告をさせていただきましたところ、10月16、17日に27カ所の土壌を採取して11月19
日に検査をされたというそういう内容の資料の提出をいただきました。

そこで、改めてお伺いをするわけでありますが、議会に調査結果を出したということについ
てはこれも1つの公開ということになるかとは思いますが、広く町民にこの情報公開

をするということが大事ではないかと。私はかねがねそういう立場で情報公開をして住民がその情報に基づいてみずから判断できるような、そういう状況をつくっていくことが大事ではないかということを申し上げてきましたので、まずその広く町民に公開をするのかどうかということについて最初にお伺いしておきたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 答弁、大橋町長。

○町長（大橋健男君） 今後町の広報、ホームページ等で公開してまいります。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○16番（今野 章君） わかりました。ぜひ公開をしていただきたいと思います。

それで、放射能の土壌調査をするということでは本町では8月から東部営農センターのほうで農林畜産物関係の放射能測定を実施していると、こういうことで土壌の検査も少なくとも8月に入ってからには可能だったというふうに思っております。私は6月の定例会でもぜひやってほしいということを申し上げておりましたので、早速土壌調査をするのではないかと考えていたわけでありますが、測定器の配置、そして稼働ということから2カ月以上たって土壌を採取してさらに1カ月後に検査をするということになったわけなので、その辺はなぜそういうことになったのかということについてお伺いしておきたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 大橋町長。

○町長（大橋健男君） 測定できるかどうかということは、機械がそろうかどうかということでございますので、機械がそろった後に速やかにやったということでございます。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○16番（今野 章君） ちょっと言っている意味がわからないのですが、機械は東部営農センターには8月には設置をされて測定が可能となっているわけですね。そうしますと8月中に採取をして、測定をするということが私は可能だったのではないかと。そして早く町民にこの情報を提供すべきだったのではないかとこう思うものですから、2カ月以上たっているわけです。土壌採取して調査するまでの期間が。その辺の事情についてお伺いをしたいということでございます。

○議長（櫻井公一君） 阿部危機管理監。

○危機管理監兼環境防災班長（阿部祐一君） 確かに土壌汚染の測定でございますが、8月には機械入りまして農林水産物の測定から始まりました。ただし、土壌につきましては基準が明らかに示されていないということがございましたので、その数値等を見きわめながら実施していこうということでおくれました。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○16番（今野 章君） そうしますとあれなんですか、土壌の汚染基準というのは示されたんですか。

○議長（櫻井公一君） 阿部危機管理監。

○危機管理監兼環境防災班長（阿部祐一君） 国や県の原子力安全対策課のほうにも問い合わせしてございますが、土壌の放射能濃度測定につきましては、農作物の影響を調べるためには有効でございますが、校庭等の人体への影響を見るには適当でないと思われるということもございまして、いまだに基準については示されておられません。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○16番（今野 章君） わかりました。確かに私もいろいろ調べてみたんですが、土壌に関する汚染の基準というのはほぼないと言っていいかと思います。いずれにしても基準があるかないかは別にしてどれだけの汚染なのかということをするということであれば、この基準があるかないかでは私はなかったのではないかと。まず調べると、そして汚染の程度が高い場所を特定していくという作業が早く必要だったのではないかというふうに私は思います。このことは既に終わったことですのでこれ以上言っても仕方のないことでありますが、そういう立場で今後とも放射能の問題はぜひ考えてほしいなというふうに思うわけです。何度も何度も言いますが、これは目に見えないだけにどうしても記憶から薄れていく、そういう私は懸念をするんですね。にもかかわらずこれから長期にわたって放射能とはつき合いをしていかなくちゃいけないわけですから、ぜひ執行部の皆さん方においては、そういう関心を薄れさせることのないように十分に注意をして取り組んでいただきたいというふうに思うわけです。

それで、調査の結果、どうだったかということでもらった資料を見ますと、第一小学校はセシウム134と137の合計が17.6ベクレルであるということですね。そして、第二小学校のシーソーの下では、222.3ベクレル、第五小学校の校庭では390ベクレルということで今回の計測点ではこの第五小学校が最も高い数字になっているわけで、そのほか第一幼稚園の園庭、その畑、松島保育所、高城保育所、花園公園、光陽台の公園、くぬぎ台の公園で200ベクレルを超えた数字になっている。27カ所調査をされた中で、20カ所以上が100ベクレルを超えていると、そういう内容になっているわけですね。これは、福島原発の事故以前は多分考えられない私は数字だというふうに思うわけです。第一小学校の校庭の数字が極めて低いんですね、17.6ベクレルというふうに低い。これは多分津波で第一小学校にヘドロが流れ込んだという

ことで、それを除去するために校庭の砂を入れかえを行っているということの影響で、入れかえたことによって数値が極めて低い状態になっているのではないかというふうに思うんですね。そこでやはり放射能の影響というのは子供たち、小さい子供になればなるほど影響を受けるということになるわけですから、子供たちが過ごす時間の大きい学校や幼稚園保育所といったそういう生活空間から放射能をできるだけ排除するという考え方、立場に町としては私は立つ必要性があるのではないかというふうに思うわけです。町として、実際にこうやって調査をして除染というものに対する考え方ですね、幼稚園や保育所小学校などにおける除染というものについてどう考えているのか、多分この程度であれば空間線量は極めて低いので除染はしないということにしたのではないかというふうには思っておりますけれども、考え方としてそういうふうに決めていく上での考え方、どうだったのかということをお聞かせをいただきたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 大橋町長。

○町長（大橋健男君） 私どもとしては放射能の問題については、専門家ではございませんので専門家にお聞きをして専門家の判断で行政措置を決めるというスタンスをとっております。専門家にお伺いしますとこれは県とかあととはちょっとこまい名前は言えませんが、そちらのほうでは空中線量が大事であると。空中線量で基準がありましてこれが0.23マイクロシーベルトパーアワということでございますので、これを境にして人体に影響があるかないという判断をしているということでございますので、私どもとしてはそれを基準にしております。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○16番（今野 章君） 多分そういう答えなんでしょうね。0.23マイクロシーベルトということで年間1ミリを超えないという被曝線量のもとにあればそれは除染をしない対象だとそういう考え方なんだろうというふうに私も思います。

そこで、土壤汚染の基準ということでは先ほどもなかなかこれは基準そのものがないということであるわけでありますが、瓦れきが発生してその瓦れきを処理するというときに、瓦れき処理を受け入れた地方自治体、受け入れなかった地方自治体、こういうのはいろいろあるわけですね。その中で特にわかりやすいのは、徳島県の環境整備課というところが県民の質問に対して瓦れき処理の問題で、答えを出しているんですね。ちょっと長いですが読んでみますから。

貴重なご意見ありがとうございます。せつかくの機会でございますので、徳島県としての見

解を述べさせていただきます。このたびの東日本大震災では想定を遙かに超える大津波により膨大な量の災害廃棄物が発生しており、被災自治体だけでは処理しきれない量と考えられます。こうしたことから、徳島県や県内の幾つかの市町村は協力できる部分は協力したいという思いで国に対し協力する姿勢を表明しておりました。しかしながら、現行の法体制で想定していなかった放射能を帯びた震災瓦れきも発生していることから、その処理について国においては1キロ当たり8,000ベクレルまでは全国において埋め立て処分できるといたしました。（なお、徳島県においては放射能を帯びた震災瓦れきは国の責任で国において処理すべきであると政策提言しております。）

放射性物質については封じ込め、拡散させないことが原則であり、その観点から東日本大震災前はI A E Aの国際的な基準に基づき、放射性セシウム濃度が1キロ当たり100ベクレルを超える場合は特別な管理下におかれ、低レベル放射性廃棄物処分場に封じ込めてきました。

（クリアランス制度）

ところが、国においては東日本大震災後、当初福島県内限定の基準としてきた8,000ベクレル（従来の基準の80倍）をその十分な説明も根拠の明示もないまま、広域処理の基準にも転移をいたしました。（したがって現在原子力発電所の事業所内から出た廃棄物は100ベクレルを超えれば低レベル放射性廃棄物処分場で厳格に管理されているのに、事業所の外では8,000ベクレルまで東京都を初めとする東日本では埋め立て処分されております。

1つお考えいただきたいのは、この8,000ベクレルという水準は国際的には低レベル放射性廃棄物として厳格に管理されているということです。例えばフランスやドイツでは低レベル放射性廃棄物処分場は国内に1カ所だけであり、しかも鉱山の跡地など放射性セシウム等が水に溶出して、溶け出して外部に出ないように地下水と接触しないように注意深く保管されています。また群馬県伊勢佐木市の処分場では、1キロ当たり1,800ベクレルという国の基準より大幅に低い焼却灰を埋め立てていたにもかかわらず、大雨により放射性セシウムが水に溶け出し、排水基準を超えた事件がございました。

徳島県としては県民の安全・安心を何より重視しなければならないことから、一度生活環境上に流出すれば大きな影響のある放射性物質を含む瓦れきについて十分な検討もなく受け入れることは難しいと考えております。もちろん放射能に汚染されていない廃棄物など安全性が確認された廃棄物まで受け入れないということではありません。安全な瓦れきについては協力したいという思いではございます。ただ、瓦れきを処分する施設を県は保有していないため、受け入れについては施設を有する各市町村及び県民の理解と同意が不可欠です。我々

としては国に対し上記のような事柄に対する丁寧で明確な説明を求めているところであり、県民の理解が進めば協力できる部分は協力したいと考えております。

こういう内容の回答をしているわけですね。これで何を言いたかったかというのは、言ってみれば I A E A の国際的な基準によれば、100ベクレルを超える場合は特別な管理下に置かれているんだと、こういうことなんです。先ほどこの町内のそういう学校、保育所、幼稚園調べた基準が土壌が100ベクレル超えているわけですね。この100ベクレルと違うのかと、瓦れきの100ベクレルと学校等々における土壌の100ベクレル違うのかという問題私は出てくるんじゃないかと思うんです。

それで、調べてみました。日本の法律ですね。日本の法律でどうなっているのかと。原子力基本法というのがまずあります。この原子力基本法に基づいて放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律と、こういうのが昭和32年につくられているわけです。これ目的1条、この法律は原子力基本法にのっとり、放射性同位元素の使用、販売、賃貸、廃棄その他の取り扱い、放射性発生装置の使用及び放射性同位元素または放射線発生装置から発生した放射線によって汚染されたものの廃棄その他の取り扱いを規制することにより、これらによる放射線障害を防止し、公共の安全を確保することを目的とするということでこういう法律がつくられていまして、その法律の33条の2放射能の濃度についての確認等というのがあり、その中の3項目に濃度確認を受けたものはこの法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、その他の制令で定める法令の適用については、放射性汚染物でないものとして取り扱うものとするようになっているんですね。

要するに、制令法令の適用する場合については、汚染物ではないということを認めて取り扱っていいよということをここで規定しているということに読めるわけです。規則ですね、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の施行規則というのがある、その下です。というのがありまして、施行規則の29条の2の中で、法第33条の2項の1項の文部科学省令で定める基準は各評価単位に含まれる全ての評価対象放射性同位元素のそれぞれについてその平均放射能濃度の上限として文部科学大臣が定める放射能濃度とするというふうになっております。この文部科学大臣が定める放射能濃度というものは、どこで定められているかという質問の通告の中にも書いておきましたけれども、放射線を放出する同位元素の数量等を定める件ということで規定をしているわけです。これは平成12年の科学技術省告示第5号ということでことしの3月28日に最終改訂が行われたということになっております。ここではその第1条で放射線を放出する同位元素の数量及び濃度ということの規定をしているとい

うことになります。そしてその第27条の中で、規則第29条の2先ほど読んだところですね、規定する放射能濃度は次の各号に掲げる場合の区分に応じそれぞれ当該各号に定める放射能濃度とするということになっておりまして、27条の2では評価対象放射性同位元素の種類が2種類以上の場合、別表第7の第1欄に掲げる濃度確認対象物に応じて同表の第2欄に掲げる評価対象放射性同位元素の種類ごとの放射能濃度のそれぞれ同表の第3欄に掲げる放射能濃度に対する割合の和が1つとなるなそれらの放射能濃度ということで、最初に法律を読みましたけれども、いわゆる放射性汚染物でないものとして取り扱いができる濃度はどれくらいかということがここで規定をされているわけです。

その規定第7表を見ますと、ここにたくさん放射性同位元素がずらっと表になって並んでいるわけですが、その中にセシウム134と137があります。0.1ベクレルパーグラムです。ということはキログラムにすれば1,000倍ですから、100ベクレルパーキログラムということで、これ以下のものは取り扱いをしていいよと、しかしそれを超えるものは取り扱いする場合には厳格な規制がされるというふうになるわけですね。これは廃棄物の処理及び清掃に関する法律でもこういうものを適用して考えるんですよということになるわけですから、そういう土地の上で言ってみれば子供たちが遊んだりなんだりしているわけですよ。私は1つの基準としてこの100ベクレルという基準を我が町としては見ておく必要があるんじゃないかと、全て100ベクレル以下にするというのはまさに前町土を除染対象にしていかなざるを得ないということになりますけれども、少なくともそういう幼い子供たちが生活している空間においては、そういう基準というものの考え方も必要なのではないかというふうに思いましたので、このような質問をさせていただいているわけではありますが、いかがでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 答弁、大橋町長。

○町長（大橋健男君） まず、私どもとしてはこの前の震災で放射性物質が拡散されたということとを前提で対応を考えるわけですね。そのときに、対応の基準はどうかということであると国で出した基準をもとにしてやると。私ども先ほど0.23マイクロシーベルトと言いましたが、これは法律ですと平成23年3月11日に発生した東北太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境汚染への対処に関する特別措置法と、これで考えているわけでありまして。その前の法律、今お話に出されました法律、またそれに基づく放射能を放出する同位元素の数量等を定める件、これについても数字としてはありますけれどもこれは放射性物質を含んだ物質を再利用する際の、業務で使うための基準だというふうに考えております。それはそれで、相当の安全率を見込んだものというふうに思っており

ますけれども、私どもが準拠、基づきますのは特別措置法ということでございますので、これに基づいて考えていると。そうすると空中線量がいかなるものなのかと、そしてその空中線量を発生させている土壤に放射性物質含まれているわけですが、その量がいかなるものなのかという順番で考えていきます。ですから、今回のこのデータで出ましたけれどもベクレル数にすると2桁から3桁、300、400というところもありますけれども、それは空中線量からすれば安全の範囲であるというふうに判断して対処したいというふうに思っております。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○16番（今野 章君） 法律で言えば確かにそういう側面もあるんですが、言ってみれば特別措置法なんですよ。ですから、通常時でないからそのことを認めているという状況だと思うんですよ、私は。ですから、通常時にいかにして早く戻していくかという考え方をやっぱり国のほうがおくれているわけですよ、考え方としてはね。私そう思うんです。ですから、私たちは子供のことを考えたら、いかにして早く通常の状態に戻してあげるのかという考え方に立って、行政の運営を考えていくということが大事なのではないかと思うので質問させていただきました。執行部側からすれば特別措置法であれ何であれ、国の言っている法律の中でやっているんだからそれで構わないじゃないかとそういうことになるんでしょうけれども、自分たちの子供を心配している親はそうはいかないですよ。少しでも放射能の影響が少ないようなところにしてほしい、これは人の親だったら至極当然のことだと思うんです。ですから、そういう意味では少なくとも従来からあるこうした基準、こういうものに早く近づけていく努力が求められているのではないかというふうに思うわけです。食品中の放射性物質の基準だって100ベクレル以下になったわけでしょう、全部ね。そういう形で100ベクレル以下をやっぱり目指していくということが大事なのではないかということを申し上げておきたいと思います。

次に、それではその土壤の測定の仕方はどのように行われたのかということについてお聞きをしておきたいと思います。

土壤は、多分測定する際に容器の大きさも含めていろいろとあると思いますので、どの程度の土壤を採取をしてどういう形で測定したのか、その辺についてお聞かせをください。

○議長（櫻井公一君） 阿部危機管理監。

○危機管理監兼環境防災班長（阿部祐一君） 土壤測定に当たりまして、土壤につきましては5センチほど掘り下げて、そこから約1キロの土壤をとりましてそれを保管しながらあと

検査をしております。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○16番（今野 章君） 土壌、要するに例えば校庭ですよね、日本の場合は今お話のように5センチであったり、10センチ掘り下げて1キロを採取するとかいう形でやっているケースが多いわけですね。5センチで1キロというのは私よかったなと思うんですよ。大体セシウムは5センチ程度と言っていますよね土壌に浸透する割合が。そこで大体固着をしていくという考え方になっているわけですが、そういう意味ではよかったのですが諸外国の土壌汚染の考え方というのは平米単位で考えるんですね。その平米単位でどの程度の汚染程度になるのかということ、そういう考え方に立っているという場合もあるんです。大体チェルノブイリの場合なんかは平米あたりでたしか40万だか50万ですかね、ベクレルを超えると大体それはもう管理区域になりますよとかそういうふうになっている。多分100ベクレル、200ベクレルの世界ですから平米に直しても数万程度にしか多分ならないのなかなと思いますけれども、そういう方法ということではありますが、これは詰め込みの状態にもよるんだと思うんですよ。1キロとったというのが圧縮の度合い、この問題も当然出てくるというふうに思いますので、その辺の状態はどうだったんでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 阿部危機管理監。

○危機管理監兼環境防災班長（阿部祐一君） ビニール袋に密封しまして特別に圧縮等は加えておりません。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○16番（今野 章君） キログラム測定ということではあるんですけども、やっぱりばさばさで図るのかかちかちで図るのかというのではこれはまた違う中身になるんじゃないかなという気がするんですが、その辺どうなのでしょう、計測の仕方の問題として均一に図れるものなのかどうか。土ですからある程度円柱なり棒状なりそういうものに詰めて一定程度同程度の圧縮をかけながら、そして各地を図るというようなことをしないとうまく出ない場合もあるんでないかなという気がするんですが、その辺はいかがなんでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 大橋町長。

○町長（大橋健男君） 技術的に言えば圧縮をかけようがかけまいが、1キログラムは1キログラムというふうに思います。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○16番（今野 章君） 1キログラムは確かに1キログラムなんですよね。ですけども、全体

としての体表面積が変わるのではないかと思うんですね、私ね。だから、そういう意味ではきちんと同じ条件で図っていくとか、同じ場所でもっとも固めたやつと固めないやつでの違いとかやってみましたか。

○議長（櫻井公一君） 阿部危機管理監。

○危機管理監兼環境防災班長（阿部祐一君） 今回は特別そういうことまでは実施しておりません。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○16番（今野 章君） 私もわからないんですが、すごくそういうところで違いがもしかすると出るのではないかと、そんなふうに思ったものですから質問をさせていただいたということでもあります。わかりました。

そこで、ぜひ汚染の問題先ほど100ベクレル以下にすべきではないかというお話をさせていただいたんですが、ことしの3月8日ですか共同通信で各新聞に配信した記事があるんですね。これもちよっと読みます。

ロサンゼルス共同ということで共同通信が配信しました。1959年に実験用原子炉で燃料溶融事故を起こした米ロサンゼルス近郊の核施設サントスザーナ野外研究所の跡地でこのほど最高で米環境保護局EPAが基準とする濃度の1,000倍近い土壌1キログラムあたり約7,300ベクレルの放射性セシウムが検出されたことが8日わかったと。汚染実態を調べているEPAがことし2月周辺住民に示した中間結果を共同通信が入手、現場付近は事故後に除染作業をし、米政府は80年代農地としての利用や居住も可能になったと表明、しかし長年健康不安を訴えてきた周辺住民の強い要請で詳しい調査の実施が決まった、こういう報道をした。

何がびっくりしたかということ、7,000ベクレルの汚染物質があったと、そして長年健康不安を訴えてきた周辺住民がいてその強い要請で調査を実施したのが決まったんだというのが1つあるんですが、その前に7,000ベクレルの放射性セシウムが検出された。これはアメリカの基準でいうと1,000倍近い濃度だと言っているんです。1,000倍ですよ。ということはアメリカのEPAの基準が7ベクレルないし10ベクレルぐらいの土壌とか環境基準だと。こういうことをこの記事は言っているのではないかというふうに私は思うんですね。極めて厳しい基準なのかもしれないけれども、こういう基準もあるということから見ると、本町の土壌汚染の調査結果というのは極めて異常な状態なのかということが私は言えるのではないかと思います。改めてそういう意味では国の特別措置法云々だけではなくて、本当に原発以前の状態に環境を戻していく努力、これをすべきではないかというふうに思うんですが、最後に

その点をもう一度お伺いしておきたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 答弁、大橋町長。

○町長（大橋健男君） 国で法律が決まったからそれということだけではなくて、我々としては原子力関係の専門家、直接専門家もいろいろいらっしゃるかもしれませんが、一般的に普通聞いてお答えいただけるようなそういう専門家に聞いてこれであれば大丈夫ですよというふうな話はもらっているわけでございます。法律というのは人間がつくるものでございまして、どういうふうにもいかようにでもつくれるようなところがあります。しかし、それは法律である限りは根拠、科学的な根拠に基づいてやっている。確かに学說的に右から左、上から下までいろいろあるかもしれませんが、その中で妥当と思われるような学説に従ってデータを出しているということだと思います。ですから、必ずしも法律だから法律で右を向けと言っているから右を向いているわけではなくて、そういった専門家のお話も聞きながら、これで現状があるわけですから放射性物質が拡散したという現状がある中で、安全なところはどうかという、最初からないところからやっているわけではないということでございますので、ぎりぎりのところで専門家が安全と判断した基準であるというふうに理解して法律とともにそういう判断をしているということでございます。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○16番（今野 章君） 法律はいかようにでもつくれると、確かにそう言ってしまえばそういう側面もあるかとは思いますが、いろいろな経験則なりなんなりも含めて、いろいろな基準が定められていくということになるんだろうと思います、私は。そういう意味では先ほど徳島県のやつで読み上げたとおり、世界の基準も大体100ベクレルを基準にしていますよと。日本では最初は放射性物質に汚染されたらそれはきちんと管理しなさいという法律だったんですね。ところが、放射性物質がどんどんふえてくるものですから、そんなこと言っていたら管理できなくなるんだとそのために100ベクレル以下は適当にやっていいよと、言ってみればそういう法律、つくりようだというお話ありましたけれども、結局そういうふうにつくりかえたんですよ。今から10年ぐらい前ですか、何年ぐらい前ですか忘れちゃったけれども。そういうことなんですよ。ですから、そういうふうにして緩めた基準でも100ベクレル以下は適当に管理してやっていいよと、100ベクレル超えたら管理しなさいと言っているわけでしょう。ですから、ここの基準をしっかりと見る必要があるんでないかと、ただ今は災害時で緊急事態だから避難措置だと、これも私わからないわけではないと言っています。東部衛生の廃棄物の最終処分場に8,000ベクレルの放射性物質入れているわけですから、そこまではいい

ませんけれども。それ以下のものは入れているわけですから。わからないわけではないんですが、それにつけても幼い子供たちのやっぱり今後のことを考えたらそのところは1日も早くもとに戻していく作業をすべきだということを申し上げて、この質問については終わらせていただきたいと思います。

次に、洪水対策についてということでございます。

洪水ということになると1番私思い出すのは、議員させていただいて27年目、足かけきょうは19日ですから28年目の5日目ということになるかと思うんですが、ちょうど議員になって12月議員ですからその次の年ですかね、その年の次の年の8月に8.5豪雨災害というのがあったんですね。本当に議員になったばかりでどんなふうに動いたらいいのかもさっぱりわからない状況で、すごいことになったとそういう思いがありますけれども、そうした中でこの町のやっぱり排水、これは何とかしなくちゃいけないということであの当時はたしか大山さんが議長だったですかね、8.5豪雨のこの被害からどうやって松島の雨水排水、これを洪水をなくそうかと議会としても特別委員会をつくって、わかんないままにあちこち町内を調査をさせていただいて、議会は議会として8.5豪雨に対するその後の対策というものを打ち出したということがあったと記憶をしております。当然町のほうも8.5豪雨の災害、これを受けて町内の排水対策をどうするのかということの計画をおつくりになったということになっているわけです。しかし、近年は田んぼであるとか山であるとか、こういうものを崩したりしながら、市街化のところでは宅地が造成をされてそれまで田んぼで多少の雨はそこで湧水することができていたものが、できなくなるということでの状況が一方であって、そのまた一方ではゲリラ豪雨というような集中豪雨ということが頻繁に起こるというようなことも起きてきているということで、雨水対策に対する対策の考え方というものが当然それに応じて変わっていかねばならないというふうに思っているわけです。

そうした中で町民の多くの皆さんの声の中でも我が町、高城町を中心に排水対策、洪水対策をどうするのかという心配をする声がたくさん出ておるわけでありまして、そのことに今関連をしましてまず最初に高城は堤防の改修の問題ですね。この問題については後ろのおられます高橋議員などもこの間質問をされておりますけれども、堤防の改修については25年度中までに中橋までに改修をするというたしか回答になっているというふうに思います。上流部分についても早急に改修をするということになっているわけでありましたが、7月24日に県知事に対しまして高城川河川改修事業の早期改修を要望したということになっておりますので、こうした要望を通じてそういう状況に何か変化があったのかどうか、その辺についてお聞か

せをいただきたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 答弁、大橋町長。

○町長（大橋健男君） まず、私のほうから総論的にお話ししたいと思います。議員例に出されました松島町の水対策、これは私は大変すばらしいことだったのではないかと、松島町の行政課題としてこれまでもいろいろあったとは思いますが、水道をひいたこと、それから洪水対策をしたことと、あとは下水道事業をしたことということがやはり後世に残るような大きな事業だったのではないかなと。その当時必死になっておやりになって後世に残る云々は考えたわけではないんでしょうけれども、そういった点は松島町のすばらしい行政課題だったのかなと思っております。

というわけで、私も相変わらずこの水の問題はいろいろあります。定住問題とかあと観光どうやってやるかというそういう問題もありますけれども、1番根幹にかかわる人々の生活にかかわる問題でございますので、基本的に最重点課題というふうに思っております、これまでも県に対しまして高城川の改修の話してまいりました。県事業でございまして県にもなかなか金がないということでこれまでははい、はいとやりますよというふうな返答しか来なくて、私も議会でそういうふうなお話もせざるを得なかったんですけれども、今回の地震によりまして地盤沈下も含めて水害の可能性が高くなってきていると、それからあとは気候の変化でずっとこれは10年単位とか50年単位で変わってきているのかなというふうに思いますけれども、ゲリラ豪雨的なことも来ておりますので、それに対する対応としてしっかりとしていかなければいかんというふうに思っております。そういった趣旨で町内の下水雨水対策についても新しく計画をやり直しますし、また地盤沈下の問題に対しても堤防の改修や浸水部分のポンプの設置とかそういったもので対応しております。対水害3セットということではプラス県の高城川の事業を早くやってもらうということが大事かなと思って話をしております、ちょっと戻りますけれども震災復興ということで事業のスピードが早まってきているということは感じております。細部については担当課長より申し上げますけれども、もう一度の確認ですが、全体の雨水計画の見直しとそれから地盤沈下対策とこの高城川と3つの3点セットということで水対策を考えているところでございます。

○議長（櫻井公一君） 中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） 高城川の堤防の改修につきましては、松島橋から下流部分になりますけれども、これは災害復旧で行うといういうことで。それから、松島橋から高城大橋まで上流部分になりますけれども、これは国交省の交付金事業、復興枠ということで復興枠が

いているということでそれに基づきまして整備を行うということでございます。今後復旧及び改修が進められるということでございます。交付金事業箇所が復興枠によりまして年間事業費が確保されるということになりますので、事業進捗が図られるということになるかと思えます。

今現在は震災による河川的能力低下を確認中ということでありまして、平成25年度より工事着手に入りたいというふうに聞いております。震災前につきましては、中橋までの完成目標を平成30年としておりましたけれども、現在の目標は松島浄化センター、松島高城大橋まで平成27年度まで完成させたいということで県から聞いているということでございます。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○16番（今野 章君） これはそうしますと高城大橋ですか、いわゆる1番45号線のところまでを平成27年度までに行うとそういう計画になっているということでいいのかどうか確認をしたいと思えます。

○議長（櫻井公一君） 中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） 県からの計画では一応そうしたいということでございます。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○16番（今野 章君） わかりました。そうしますと本当にこのまま進めば復興期間中に高城川の堤防というものの改修がぐっと進むんだなというふうに思うんですが、それで27年度までまた2年、3年あるわけですがその間の問題として2番目にこの高城川の停滞、傷みがかなりひどくなっているという場所もございまして、現状やっぱり地盤沈下でこの間も大雨の際に一部で溢水するというような箇所も見られたというふうにいわれているわけですが、それとの関連で傷んでいる堤防の対策、あるいは土のうというものの供給体制、この辺についてはどういうふうになっているのかお聞きをしておきたいと思えます。

○議長（櫻井公一君） 中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） 高城川の傷んでいる区間ということでこれにつきまして、明神橋と中橋の間、これは県のほうにお願いしまして県のほうで既に測量をして下がっている部分は一応確認できているということで、平成24年度内に土木事務所のほうで土のうを設置していくということでございます。それから、大雨時につきましてはの町であらかじめ土のう、排水ポンプ等用意しておりますので、消防団及び災害防止協議会等に要請を行い対応していきたいというふうに考えております。

○16番（今野 章君） 明神橋中橋間ということが1つあるんですが、明神橋、高城大橋の間、
ここの部分についても私は崩れ始めているなというふうな箇所があるように見えるんですが、
その辺についての認識はなかったんでしょうか。

○建設課長（中西 傳君） 堤防側が若干崩れている部分がございますので、それらも含めて県のほうにお願いしたいというふうに考えております。

○16番（今野 章君）　それで、土のうの関係なんです、用意はしてあるから連絡をもらえ
と、こういうお話なわけですが、この間の議会報告会の中でも出たんですが、役場に土
のうが欲しいので、この高城川の堤防の話ではなかったですけども、それも含めてなの
かどうか分かりませんが、電話をしても電話でわかりましたと言われるんですけども、
いつ来るのかさっぱりわからないで来なかったと、こういう状況だったんですよというこ
とも出ているんですよ。ですから、用意はしてあるというんですが実際のところは住民から
そういう電話がいても届かないとこういう状況があるので、対応し切れていないのではない
かというふうに思うんですね。ですから、その点で本当に大雨災害時にそうした住民の要望
に応え得る態勢の問題としてできあがっているのかどうかというふうに思うんですが、い
かがですか。

○建設課長（中西 傳君） 一部は雨降ってしまつて車が動けない状態になったりすると、ちょっとおくれになってしまうんですね。その部分ではちょっと持っていけないという部分ありますけれども、一部の人には維持班のほうで供給しておりましてそういう対策はとっているということでございます。もし、もうちょっとと言つたら失礼ですけども、早めに言つていただければそんな対応はしていくということでございます。

○16番（今野 章君） なかなか住民もそれこそ気象予報士でも何でもないからどのぐらいの雨が降るのかもわからないというのもあると思いますが、当然早目、事前の対策ということでどの程度の雨が降るのかによるとは思いますが、町としても浸水箇所というのはそれなりに把握しておるんだと思うんですよ。ですから、そういう浸水箇所については住民の要望があるなしにかかわらず、事前に大雨警報が出たよとかそういう場合には事前にそういう

ものを土のう等を運んで対応方をするんだよということになって行かないと、その次の段階に結局入っていけないと、手が回っていかないということになるんだと思うんですね。この報告会ではですから、大雨だというふうになったときは、例えば国交省の関係でいうと、45号線はその前の日から排水ポンプの発電装置をちゃんと置いていたよとかそんな話もされたんですが、そういうような形で時間とお金も多少かかる話になるんでしょうけれども、本当に危ないと、警報が出ているという状況のときはそういう態勢が求められると思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） おっしゃるとおりでございますので、そういった対応を今後十分気をつけてやっていきたいというふうに考えております。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○16番（今野 章君） 次の問題なんです、河川の問題で言いますと高城川ということと同時にこの高城川に注ぐ新川と田中川、ここの部分の問題というのも私非常に大きくなっているというふうに思います。特に新川については高城川に抜けるいわゆる出口のところ、ここのところが宅地開発もう既にされて、田んぼも埋まってきていると、こういう状況が一部であって多分8.5のときも今メホラタウンですか、城内と言っているんですかね住所的には。あの辺8.5のときには冠水をしている場所だと思うんです。それで今宅地になっているということで、さらに大雨時の心配をせざるを得ない状況というのが生まれているんだと思うんですが、そういう意味で新川の改修ということが大事だと思いますし、それから田中川、これは利府の葉山の団地の造成を兼ねて上流部のほうについては一部改良工事が行われているわけですが、下流のほうについては改良の工事がほとんどされていないという状況になっているわけですね。大雨が降れば、田中川に流入する初原、志戸内から始まる小川と言ったらいいのか、堀と言ったらいいのか、そして佐々木酒屋さんの家の下をって川に入る堀があるわけですが、これがまた氾濫をするわけですね。そして県道に水が出てきたり、反町駐屯地の前の田んぼに冠水をしたりすると、こういう状況になっていくわけです。ですから、こういったところの洪水対策ということも非常に大事だということで、ぜひこの新川と田中川の河川の改修というものもあわせてどのようになっているのかということをお聞かせをいただきたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） 新川及び田中川と両河川になりますけれども、暫定改修が完了して

いるということで現在のところは河川改修計画はございません。それで、維持管理上河床の掘削とかそういった部分の維持管理を行っていくということで県からは聞いているというところでございます。

それから、それでは済まないという部分がございますので昨年の例えば台風15号で冠水がしたということがありますので、今後改修計画の要望を行ってまいりたいというふうに考えております。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○16番（今野 章君） ぜひ暫定の改修経過が終了したって田中川なんてのは、利府の葉山の造成をやって上流部は改修していますけれども、下流なんてのはほとんど手がついていないんじゃないのかと私なんか認識なんです、それで暫定であれ何であれ改修が終わったという県の認識だとすれば、これもいかななものかなとここで言ってもしょうがないんですけれども、いかななものかと気がしますので、ぜひ今お話にありましたように県のほうに強力にこの点も要望をしていただいて、町内に居住される皆さん方が安心して生活できるような体制をとれるようにしてほしいということをお願いをしておきたいと思います。

それから、次の問題、現在雨水対策につきましては、復興交付金事業で調査が進められているわけでありまして、この間もこの資料をいただきまして、この中にも第1回目の採択で松島地区、高城地区、磯崎地区の下水道事業の中でそれぞれ改修をするということが出ているわけでありまして、松島町では排水区がいろいろあるんですが、これはことしの3月の予算議会の資料で皆さんに出していただいた資料です。これによりまして、各雨水のポンプ場施設台帳ということで、小石浜雨水ポンプ場から始まって11番目の長田第2雨水ポンプ場まで11のポンプ場があるよと、それぞれ排水区域が設定されて排水雨量の計画もされていると。それに対して現在どの程度の排出できる能力があるのかということもここに記されているわけでありまして。これで見ますと、小石浜雨水ポンプ場は排水機の区域が4.5ヘクタールだとそれで計画排水量は30.78トンパー分ということになっております。排水能力は100.1%ということで排水能力は100%だとかいうふうに小石沢川の場合はなっているわけですが、実際問題小石浜の排水区というふうにしてしまえば4.5ヘクタールなんでしょうけれども、いわゆる流域面積ということで捉えますと、小石浜は61.9ヘクタールの流域面積を有しているわけですね。ですから、町で計画している面積はその7.3%にしかならないという状況なんです。いつもいつもこの地域で100%排水可能な能力にきなさいと、69.1%に対して100%にきなさいというのはなかなか厳しい側面はあるかとは思いますが、につけても、この流域面積は非

常に大きいわけですから、この流域面積にどれだけ対応できる能力を持たせるのかということが考え方として私は大事なのでないかと思います。

ところが、現況はいわゆる住宅地の部分しか見ていないという状況なので、この辺についてそれぞれのポンプ場についても違いがあるわけですね。例えば、普賢堂ポンプ場は流域面積に対して91.3%の排水区域です。それから、蛇ヶ崎ポンプ場、これは28.3%です。蛇ヶ崎ポンプ場はずっと葉山神社のほうからエリアが大きいですからここも流域面積に対する排水区域の割合が極めて小さくなっている。小梨屋ポンプ場は100%、それから向山雨水ポンプ場は75.9%です、流域面積に対して。それから、新町ポンプ場、それから高城雨水ポンプ場、ここはちょっと私古い資料しか持っていないので全体これ合わせてですが、エリアで見ると75.5%ぐらいのエリアです。流域面積に対して排水区域は。

ですから、100%というところが少ないんですね。住宅地である高城でも75%ぐらいしかカバーしていないと、流域で考えると。ですから、少なくとも高城では100%の流域面積をカバーできる能力を持つということが大事だと思うんですが、新町ポンプ場は町の資料によれば100%、高城雨水ポンプ場は70.3%とこういうことで現在能力に達していないとこういう状況になっているわけであります。今回震災の復興交付金事業の中で西柳地区ポンプ場を新設すると、1分当たり2.4トンを排出する能力だよということになっています。これら合わせてそれぞれのポンプ場の能力が今回の復興交付金事業の中でどれだけ改善をされるのかということについてお知らせをいただきたいということであります。

○議長（櫻井公一君） 大橋町長。

○町長（大橋健男君） おのおのの排水区の特性、いろいろあると思います。しかし、原則としてというか基本としては当然おのおのの地区において計画降雨強度に対して100%を満たすべく、施設整備をしていくと。またケースによって若干それに欠ける部分がある場合はそれに対する対応策といいますか、できるだけ100%やるようにしますけれどももしきれない部分については対応策というものを考えていくというふうなことで考えております。

ご指摘の小石浜については全くそのとおりでございまして、内部的にも排水区域の取り方がちょっとまずいんじゃないかというような話もありまして全体で背後地も含めてあそこも検討すべきであるというふうな話で雨水対策は考えてございます。なお、詳細については担当所長から説明させます。

○議長（櫻井公一君） 丹野水道事業所長。

○水道事業所長（丹野 茂君） 小石浜地区の考え方でございますけれども、小石浜地区につき

ましては、平成10年度にポンプ場を設置しております。そのときの考え方なんですけれども、背後地の排水エリア、あれがあります。あれにつきましては、小石浜沢川、あそこで直接海に排水するという考え方でやっております。そしてそれ以外のエリアの4.5ヘクタール、あれを機械の強制排水ということで考えた排水計画でございました。それで、今回地盤沈下によりまして小石浜沢から水があふれて住宅地に入ったというようなことで、大変なことになりました。それで、現在復興交付金事業ですか、これでそういった排水エリアあるいは排水を2つの考え方で調整はしているんですけれども、より安全な排水の方法で対処したいというふうなことで取り組んでおります。

それから、今回町長も言いましたとおり、沿岸部の雨水排水、これを全て見直しましょうと見直してくれということで取り組んでおります。復興事業につきましては、松島地区が小石浜地区、普賢堂、蛇ヶ崎、小梨屋、それから高城地区については西柳、それから磯崎地区につきましては、磯崎長田地区、これを全部排水エリアあるいは計画降水雨量、そういったものをチェックいたしまして水路、それからポンプの能力、これをチェックいたしまして排水能力度100%を目指した改修を計画しております。

それから、あと復興交付金事業以外で海岸地区のグリーン広場、波打ち浜、それから観光教会前、そういったところも現在調査設計やっております。それで、海岸地区の災害復旧につきましては大体の基本的な考えまとりまして、観光協会、それから松島の行政区の皆さんにご説明をしております。それで、ポンプ場につきましては箇所数は1カ所にとどめたと、そして場所的には水族館前付近の公園、あそこに排水ポンプ場1カ所設置をしたい。それから、そこには地下の雨水排水路ですか、これをそこに集約していくという方法で、現在は国道の下という計画でありますけれども、国道も避難路等で歩道の拡幅、そういった工事もあります。それから、それに伴って下水の移設も伴ってきます。そういったことで公園側に幹線排水路をするという2つの方法を考えて、どちらがいいか今後国道、公園等協議を進めてまいりたいと考えているところでございます。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○16番（今野 章君） 要するに言いたいのはわかりました。1つは町のこれまでの計画を見ると、流域面積と排水区域が一致していないと、ですから排水区域で排水能力を100%にしても流域面積との関係で見ると100%に私ならないと思うので、少なくとも市街化の区域の中は流域面積と計画排水区域の面積が同じようにならなかつたらおかしいのではないかと思うわけです。では、それはそういうふうに1つなるのかということを確認します。

それから、今回のこうした復興交付金事業によってそれぞれのポンプ場がまだわからないんだろうとは思いますが、100%に近づけるということなんですが、全体としてどれぐらいの排水能力に到達できるのか、今もしわかるのであればそれぞれのポンプ場でどの程度まで能力アップできるのかということを教えていただきたいと思います。例えば普賢堂の雨水のポンプ場だと現在の排水能力とは計画区域に対して43.1%でしょう。排水区域が36.8%なんです。普賢堂雨水ポンプ場は。それに対して計画雨水量273.78だと、それで排出量は1分間に118トンでそれで比較すると43.1%の排水能力だよとこういうふうになっているわけでしょう。ですから、これがどこまで上がるんだと、70なのか本当に100になるのかというところをわかれば教えてくださいということです。

○議長（櫻井公一君） 丹野水道事業所長。

○水道事業所長（丹野 茂君） 復興事業でもやはり補助事業でございます。それで計画降水量に対しては100%を満たす排水路あるいは排水能力、これが事業採択ではチェックされますのでそれに近づけた計画で実施してまいります。以上です。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○16番（今野 章君） 計画降水量はじゃあどういう単位で見ているんですか。5年で例えば36ミリとか10年で47ミリとかいろいろあると思うんですが考え方が。そこがひとつどの程度で見ているのかということと、今お聞きして答えなかったのが流域面積と計画排水区域は同じにして考えているのかということです。

○議長（櫻井公一君） 丹野水道事業所長。

○水道事業所長（丹野 茂君） 計画降水量につきましては、7年確率で48ミリで今見ております。

それから、流域面積と排水面積で、こういった点は一致をさせるということで計画をしております。以上です。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○16番（今野 章君） そうするとこれは例えば小石浜沢川、現在の排水区域は流域面積の7.3%です。それから蛇ヶ崎ポンプ場は28.3%です。流域面積に対してね。それから、向山ポンプ場は75.9%ですね。それから、高城は新町と高城雨水ポンプ場を合わせてトータルで74.5%ぐらいしか、75%、ちょっとはつきりしませんけれども、こういう割合になっているんですよ、計画排水区域と流域面積ね。これを一致させて考えているということでもいいんですね。

○議長（櫻井公一君） 丹野水道事業所長。

○水道事業所長（丹野 茂君） 排水区域、ポンプでの強制排水の排水区域、それから流域面積といえますと自然排水、それから強制排水を含めたエリアという考えで認識していただきたいと思います。小石浜の例をとりますと直接排水するのが背後にあった60何ヘクタール、それから強制排水が4.5、合わせて全部を排水エリアとしてカウントしながら直接排水もするし、強制排水もすると、そういう負担割合は各地区で調査して再確認をしながらそういった施設整備につなげていきたいということでございます。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○16番（今野 章君） わかりました。ぜひ流域面積との関係で当然これは硬度の問題、それから流出速度の問題、いろいろなケースが入ってきて計算しなくちゃいけない問題だと思うので、その辺は当然専門家がやらないとわからない部分もあると思いますので、ぜひ計画排水区域と流域の面積というものについてはよく考えて設定をしていただきたいということだけはお願いをしておきたいというふうに思います。

それで、次ですけれども復興交付金事業で計画されていない区域というのも当然あるわけですね。そういう地域についてはどういう対応をするのかということになるかと思うんです。この復興交付金事業で対応がされていない区域ということにつきましては、城内関係ですかね、帰命院のほうとかそれから先ほど新川とか田中川というお話をさせていただきましたが、帰命院のポンプ場は排水能力が極めて高いんですね、214.9という数字で計画排水区域が9.3ヘクタール、計画配水量が52.68トンパー分ということで214.9%の能力になっている。しかし、流域面積はどうかというと流域面積は16.7ヘクタールということで排水計画の約倍近く、倍までは行きませんが倍近くになっているということで、61年の3月にポンプ場を設置しているわけですが、当初から大体流域面積を勘案して排水能力を設定したのかなというふうに見られるような数字になっているのですが、それ以外、例えば新川排水区、315.7ヘクタールです。これは最終的には先ほどお話ししたメホラタウンというところが城内地区ですね、入ってくるわけでありますが、こういったところであるとか新川排水区とは別に城内排水区12.5ヘクタールが町では排水区として設置をしているわけですね。ここのところは自然流下にお任せだよということになっていますが、8.5のときはまだ田んぼで、今は住宅地になっているところですね。排水対策が必要だろうというふうに思うんですが、そういったところについては何か考えているところがあるのかどうか、お聞かせをいただきたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 丹野水道事業所長。

○水道事業所長（丹野 茂君） 今回の復興交付金事業で雨水の排水計画ですね、その再チェックを行っております。それで、今新川のほうお話しいただきましたけれども、町当局といましては高城雨水ポンプ場、それから向山ポンプ場、このエリアについてもなかなか復興交付金事業になじめなかったということで今回は事業から除かれております。そういった点は復興事業が終わり次第順次社会資本総合整備交付金事業、こういった通常の補助事業、そういったもので対応していきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○16番（今野 章君） わかりました。政権も変わって公共事業をばんばんやるのではないかとされている政府ができましたので、そういう面でのお金もいっぱい出てくるのかなと思いますけれども、ぜひ水害の問題というのは先ほど町長からもお話ありましたけれども、町民生活にかかわる大変重大な、いわゆる根幹になる部分の1つということで一生懸命取り組んでいただきたいというふうに思うわけですが、お話の中にもありましたようにポンプ場のポンプの能力を使って排水をするということと、自然排水を使って排水をすると、この両方を使いながら雨水の排水をしていくということになるんですが、大雨が降ってきて一気に水があふれ出すという状況というのは近年多々出ているわけですね。ということで、いわゆるポンプの能力だけではなくて側溝の規模の問題、ここも非常に問われてくるかというふうに思います。それで実際今7年確率の48ミリ降雨と、強度ということでの答弁ございましたけれども、このレベルで市街化されている区域の排水側溝はどの程度改修が進んでいるのかということはおわかりでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 丹野水道事業所長。

○水道事業所長（丹野 茂君） 降雨強度48ミリ確率年が7年ということで認可で変更になったのは平成11年でございます。それ以降主な雨水事業といたしましては長田の雨水幹線築造工事、こういったもので平成14年にやっております。それから、高城の第1雨水幹線、これも13年ころやっております。それから、普賢堂雨水幹線ですか、こういったものもそういった降雨強度の変更に伴った数値で順次やってきております。ただ、今回の地盤沈下でさらに排水能力低下している排水路もあるということで、これにつきましては各ポンプ場が設置されているエリアにつきましては再チェックをかけて整備を図りたいということで進んでおります。以上です。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○16番（今野 章君） 終わりますよ。そんなになるか。わかりました、今答弁いただいたのは

基本的には幹線水路ですよね。幹線水路は当然のごとくそういうものに対応するようにしてもらわないと困るんですが、側溝ですね、こういうものも大事なんですね。そういう確率に対応した側溝になっていないとそこで一気にあふれ出すわけですよね、市街地に。そういう側溝を含めてどの程度の回収率を見込めるのかということなんです。ほとんどゼロならゼロで構いませんけれども。

○議長（櫻井公一君） 側溝について、丹野水道事業所長。

○水道事業所長（丹野 茂君） 道路側溝等につきましては、300、400というような整備の仕方
で各道路の状況に応じてやってきているかと思います。それで、それ以降の500以上の幹線雨水路、これにつきましては下水のほうで整備を図ってきているという状況であります。%までちょっと言い切れないんですけれども、先ほど言ったような幹線を整備してきております。そしてさらに今回また豪雨等で磯崎地区等、いろいろ冠水があった地区、そういった点を重点にその幹線雨水路について整備を図っていくという考えでおります。以上です。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○16番（今野 章君） わかりました。いいんですが、最後に長田の関係でお聞きしますけれども、エリアでね、以前に設定した排水区域、流域も含めて考えたときに長田の第1、第2とポンプ場ありますけれども、西ノ浜のエリアに入っていて住所が長田とかありますよね。あの地域の分も含めて長田第1のほうのエリアに入れて計算をされているのかどうか、その辺はどうなっているのでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 丹野水道事業所長。

○水道事業所長（丹野 茂君） 長田地区につきましては、今回の地震による地盤沈下、これがあとでひどさがわかったという状況でございましてその後復興庁と協議をしまして、あそこも復興事業でカバーするという考え方で進んでおります。そして、排水エリアというか排水区の取り方、これも上流部がどうも磯崎に多く流れ過ぎているということもございます。それでその排水区を長田地区にも配分すると、そしてポンプの能力を上げるというような方法も考えております。それで、磯崎ポンプ場、長田ポンプ場、これを一連の排水エリアとして整備をしたいということで考えております。なお、整備するには2、3年かかるわけございまして、応急排水ポンプも200を投入しております。そしてさらに150を投入するという
ことで、1月までには何とか投入して豪雨等それに備えたいということで、望んでおります。
以上です。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○16番（今野 章君） わかりました。西ノ浜の流域はほとんど自然流下に頼っているという今までの流れになっていて、その流域の一部が今お話にあったように長田、あるいは磯崎という方面に入っていくという状況があつて、これは随分前からそういつて直しますということでしたんですが、側溝改良に手をつけたぐらいで終わっているのかなという状況だったと思いますので、その辺も抜かりなくぜひ考えていただいて対応をしていただきたいということをお願いをして一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（櫻井公一君） 16番今野 章議員の一般質問が終わりました。

ここで、休憩をとりたいと思います。再開を11時35分といたします。

午前11時22分 休 憩

午前11時35分 再 開

○議長（櫻井公一君） それでは、一般質問を続けます。

次に、10番色川晴夫議員登壇願います。

〔10番 色川晴夫君 登壇〕

○10番（色川晴夫君） それでは10番色川であります。

2問質問いたします。

まず、最初に本町の商業振興ということで第1問を質問いたします。

全国には商店街は1万8,000を超えていると言われております。当町においては商工会が平成23年、昨年利府との合併いたしまして、そして今現在町内の商工業者の会員が364名となっております。これは、ことしの9月の末現在であります。

全国的に見ても商店街は減少をたどっておりまして、停滞または衰退している状況であります。この要因、大型量販店の拡大、拡張により消費者が地元商店街から離れていくというようなことでもあります。大型店は商品の豊富さ、安さ、多くのサービスや施設の充実を図りながら集客に努めるなど地元商店街は大型店に大変圧倒されている状況でもあります。

しかし、商店街は昔から地元根ざし、地元この地域のためにいろいろ力を注いでいただいております。お祭りを初め地元地域の行事、地元の商店主、社長さんたちが中心となつて行われておりまして、松島町をよりよく住みやすい町にするため、環境などを整備し防犯指導隊、地域防災第1分団、第2分団そのような自治消防団、交通安全指導隊などの活躍は大変な貢献、そして寄与されているわけでありまして。ある面では自分の商売よりも地域のため、地域のことを考えて行動をしていただいているのであります。

これは、何よりも松島この地域を愛しているということにほかならないわけであります。町が衰退すれば自分たちも衰退、または廃業に追い込まれるわけでありまして、このような町に若者はやっぱりなかなか住みづらいのではないかとこうなるわけであります。魅力ある町には魅力ある商店街の存在は絶対に不可欠であるということを思っております。

そこで、次の点について伺いたいと思います。

まず、商店街は地域のコミュニティの基盤、これはいうまでもありません。このたび仮庁舎移転で商工会、それから振興会、区会より要望書が提出されました。そして、質問用紙にはいつどういう返答をなされたかということを書いておりますのですけれども、先日の片山委員の質問において12月14日出したよというようなことがありました。そういうことで、その返答の内容について若干質問をいたします。

そして、その後に高城の商店街の活性化、これは全員協議会で移転問題、私も賛成しました。葉王堂の隣には私も賛成しました。しかしそのとき、町長には高城の商店街の活性化のために本気になって頑張っていたきたい、こういうことを質問したところ、町長は頑張りますというような力強いご返答でいただいたと私は認識しております。そういうことを含めながらこの1問目質問いたします。

まず、今回のこの要望、3者3カ所からの要望について12月14日返答された。要望書が提出されたのが9月18日。そして約3カ月近くかかりまして14日に返答された。なぜこんなに遅くなったのかということをもまず回答いただきたい。

○議長（櫻井公一君） 答弁、大橋町長。

○町長（大橋健男君） 要望書を持ってこられたときに、私は今回お配りしましたこの内容でお答えしています。口頭で。ただ、私は口頭でお答えすればたりるのかなというふうには思いましたが、議会からのご指摘もあり文書で来たものについては文書でと。私どもも基本的にはそういうスタンスをとっておりますので改めて文書で差し上げたということでございます。

○議長（櫻井公一君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） 口頭でそのときはこういう趣旨のことを話したと。でも、町長、今回順番を追っていきますと私たちこの仮庁舎のことは松島大橋の架けかえのということで7月に説明を受けたわけだ。そして、9月11日に全員協議会、これで予算とか調査費とかそういうものでもって説明を受けました。そして、その後18日に高城の商店街、区会からの要望、その後9月20日に議会としては東日本大震災の特別委員会、そして再度議員の意見聴取をした。そしてその翌日9月21日は議会では常々文書で来たものは文書で返すというようなことを

常々議会の中でも言っているというようなことでありまして、議長名によって商工会にはその返答を出しているわけですよ。即対応しているということで、私たちもそういうものでいきさつは町長がどういうふうにお話をしたかは当然私たちはわかりません。そういう中で当然文面をもって、文書でもってご返答したのかなと思うていたわけです。そういうことだったらいいんだろうな。ところが、商工会のほうに聞いたところ議会からはいただいていると、しかしながら町からはいただいていない。え、どういうことだということで非常に私は疑念を持ったわけですよ。どういう、何でこんなに遅くなってそして14日に出たと。議会間近になって出たというようなことであります。そういうことで、やっぱり地元の商店街がこうやって要望書を出しているということは、そのときおいでいただいた役員の皆さんはわかるかもしれません。しかし、一般の理事さんとかいろんな方がやっぱり文書という形をもって理事会やなんかで公開しなければわからないのではないかなと、こう思うわけです。そういう意味を込めて本当にどんな感じで出さなかったのかと。それで足りると思ったわけでしょうか。もう一度お願いします。

○議長（櫻井公一君） 答弁、大橋町長。

○町長（大橋健男君） 当日にこの旨はお話ししています。ただし、役場の正式回答として町民の方々の幅広いご意見を聞いたり、また専門家のご意見を聞いたりして最終的にはこういう方向でやりますというのはそのときでは結論が出ていないんですよ。ですから、その後町民説明会をしたり、また各種委員会のお話を聞いたりして最終的に決めた結果が当初のお話と一緒にだったということもありますので、その各ご意見を聞いた後即刻というわけではなかったですけども、最終的に正式に文面でこういうことですよということの説明をさせていただいたわけです。

○議長（櫻井公一君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） そういうことで今住民説明会とかそういうものあるわけですよ。この回答書の中には現在まで全員協議会において、区長会10月1日、住民説明会10月6日、総合審議会これ間違っているかもしれないけれども10月5日、このようなことを踏まえてそれから約2カ月以上かかるわけですよ。それで、その後に出たというようなことでありまして、本当に商工会のことを話するというのは非常に難しいんです、私も。観光のことはやれば観光はやっぱり松島ですから、何とかなる一面があるんですよ。ところが商工のことにつきましては、全国こういう感じでみんな必死なんですね。死ぬか生きるかなんですよ。そういう状況の中で必死の思いを込めてこのような要望書を出したということ踏まえまして、私は

ちょっと親切さに欠けたのかなとこのような思いをしてならないわけです。

そういう中で、やっぱり今後町長が一生懸命これは取り組むというような姿勢をこの間答弁で言ったわけです。いろいろ何人かに聞いたところ、やっぱり私はこの問題については賛成しましたんですけれども、商店の人たちはこの移転によって一層空洞化が進むと、商店街の再生したくたって再生できないかもしれないと、また住民説明会明けでは要望書の中に回答をしていないと。

私はここで商店街の皆さんにも苦言があるんですよ。あその場で要望書を出しながら、何でもっともって商工会の人たちがせっかく一般住民の方がいらっしゃるのにもっともって何で自分たちの意見を出さなかったか、それが非常に残念なんです。たった1人です、言ったのが。それも商売にかかわらない人が言った。そういうことで、やっぱりあそこには商工会の理事さんとかいろんな方がいらっしゃったわけで、あそこで自分の思いの丈をやっぱり述べるべきだったんですね。そういうことを私は感じて非常にあのときはがっかりして帰っていったわけでございますけれども。

それから、この文書の中には多額の費用がかかる、場所の選定は多くの町民を意見をいただくということであそこの会になったわけですが、その中にまた回答書の真ん中よりちょっと下に建物の地盤としてけして良好なものではないよと、あそこは。さらに、海にも近い状況にあり庁舎用地としては比較上不適切と判断いたしましたという回答書があるんですよ。これはちょっとおかしいんじゃないかなと思うんですね。たしかに言われました。しかしながら、後に私たちに示されたとき中央公民館の裏には児童館の建設ということが示されました。このように建物として地盤としてけして良好なものではないとうたいながら、あそこに子供たちの施設をつくるべきなのかということになりますと、非常に疑問なんですね。この辺はどうなのでしょうかね。

○議長（櫻井公一君） 答弁、大橋町長。

○町長（大橋健男君） まず、ご質問いろいろあるんですけれども、最後の話からですね。児童館につきましては軽い建物でございますので、基礎にそんなにかからんということがあるわけです。建物の規模、構造によりますので。今回仮設とはいえ庁舎の場合は3階建て相当で考えているわけですが、そういったものであれば基礎は相当かかると。児童館についてはこれは軽量なもの、それも現在平屋程度のものというふうに考えておりますので、そういったものでは基礎にそんなにかからんということがあるわけです。ですから、構造的な理由です。

また、こちらのほうもけして地盤がよくないというご指摘もあるわけでございますけれども、以前にポンプ場をつくったときのデータとかありますので、そういったものはデータ比較しています。ざっとしたものですけれどもね。そういったものであちらよりはこちらの方が基礎の工事費としては大幅に安いというふうな検討をもっております。

○議長（櫻井公一君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） ということは今町長が話されたということは、最初からわかっていたことじゃないですか。児童館を建設するということを内々的に持っていながら、中央公民館に3階建てと、これは結果的に私たちが示されたのが11月30日に3階建てだということを決めたわけでしょう。今の町長の話によると、最初からそういう話の中で進んでいるのかなとそういうふうな認識、とられてもしようがないんじゃないですか。

○議長（櫻井公一君） 答弁を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 3階建てと申しましたけれども、3階建ての話が出たので3階建てと申しました。最低でも2階建てで床荷重とかも考えたときにかなり重い建物ができるということは想定されるわけですよ。児童館の話については、これはそもそもどこにしようかといったときに規模を考えてこの規模のものであればこっちでも大丈夫だということでございますので、後先逆ということは全然ないです。

○議長（櫻井公一君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） そういうことで、ちょっと話こういうふうに地盤けしてよくないというようなことで今その児童館の話とかなんか質問しましたんですけれども、私たちに示されたのは最終的には3階建て、2階建ても当然ありましたよ。ただ、それは建築資金が約1億円近い差額が出ましたので、そして仮にこの堤防がかさ上げする、それにも間に合わないまたああいうふうな大震災来ないとも限らない。そうするとまた近くには住民の避難施設がないというようなことも総合的に勘案し、恐らく議会の人たちも3階建てのほうがいいんじゃないかと、このような結論で3階建てに11月30日はしたのかなと、そのように賛成したのかなと思うわけであります。私もそうなんです。ただ、私の認識としてはさっき言ったように私は2階建て、3階建てという話は町長が言うまで私は言いませんでしたから。町長から言ってきたんですよ、3階建てというのは、あそこに。そういうことでおかしいんじゃないかと、こういうことで、これはこれでいいです。水かけ論になりますから。

そういうことで、本当に商店街にとってはやっぱり非常に死活問題ということを捉えていてましてこの要望書を出したわけですね。そういうことを含めて今度はあそこにもうほとんど決

まったというような認識を持って、今度は建設に当たられるわけでありますけれども、4億9,000万円大体かかるとそういう説明でありました。それで、今度はあそこに移るわけでございますけれども、一部の備品は古い今使っている備品を使うというようなことを説明いただきました。しかしながら、ほとんどは今度は新しく購入するよということであります。そんな中で今度の仮庁舎の備品購入においてやっぱり可能な限りこの地元の業者に発注すべきではないかなとこう思っておりますので、その辺でどうでしょうかね。

○議長（櫻井公一君） 答弁、高平副町長。

○副町長（高平功悦君） 先ほどの公民館と先ほどの質問ですけれども、基本的に公民館であろうとこちらであろうとこの建物であれば平屋は無理なのかなと。公民館でも面積的に、どちらでも。ですから想定されるのは2階か3階というのが基本かなと思いました。ですから、それを考えると地盤的に2階であろうと3階であろうと公民館も杭を打ちましたから、こちらも杭を打ちましたからある程度わかるということで、そういう話になりました。

児童館のほうは、当然平屋ということです。なぜあのとき言わなかったかということ、児童館のほうはを建てる場所は正式的に課長会議、課長さん方の庁議の中で位置が決定していなかったということがありますので、あの時点では議会に示せなかった。私たち腹案では持っていました。ただ、役場の中も位置でも正式決定の流れがあるということで庁議を経ていないということなのであの時点ではまだ早いということでその後全員協議会で児童館の話をしたということであります。

あと、備品そのものは原則的に使えるものは使いたいと。ただ、移転費用とか考えるとある程度買ったほうがいいんじゃないかということであります。基本的に備品で町内業者が取り扱うのであればそれは町内の業者は備品であろうとほかのを優先はしたいと思っておりますけれども、財務規則とかあって最低限5社以上ということがあります。5社以上で取り扱う業者が町内にいるかということと一部の店では3年くらい前に廃業しているところがあるので、取り扱いが5社以上あれば基本は町内業者というのは別な工事でも備品購入でも同じ考えです。

○議長（櫻井公一君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） 今副町長言うように可能な限りそのように町内業者が参加できるようなそういうことを含めてぜひともこれだけ大移動するわけですから、相当な金額になるんですよ。それで、そうでなくても細かいものでもやっぱり町内業者を優先的に考えていただければなとこう思っておりますので、その辺よろしくお願いをしたいとこう思っております。

それから、この間の議会の中にも財政ということで、4億9,000万円、このようにかかる

今回2,600万円で基本設計、業務委託すると。それから、用地代216万円ですか、そういうものも含まれて計上されましたんですけれども、このままいったしか議員の中から五小の幼稚園建設、児童館建設ということでこれから建設に当たって移転費、移転と新庁舎間に合わないだろうと、そして相当の持ち出しがあってこの仮庁舎をつくると、そういうことで財政上大丈夫なんですかと、このような質問があって恐らく財務課長から3年ぐらいは大丈夫かなというような、その後はかなり厳しいというような回答あったわけなんですけれども、その辺で再度財政どうなのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（櫻井公一君） それでは、その答弁から午後に回したいと思います。今の質疑途中ということで昼食休憩に入りたいと思いますが、色川議員よろしいですか。

○10番（色川晴夫君） はい。

○議長（櫻井公一君） それでは、ここで昼食休憩に入ります。再開は13時といたします。

午前11時59分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（櫻井公一君） 一般質問を再開いたします。10番色川晴夫議員の質疑に対する答弁から入ります。答弁を求めます。高平副町長。

○副町長（高平功悦君） 仮庁舎の財源ということなんですけれども、この財源については県経由で総務省のほうに確認しております。県として災害で橋をかけかえると、その中で役場庁舎が道路になるということでその移転に対してどうかということなんですけれども、松島町役場は移転にかかわらず災害を受けているということなので震災交付金、交付税ですね、それが該当になるということです。ただこれは民主党政権の中で24年度までということになっています。ただ、25年度以降も総務省の話ではなるであろうと。ただ、今回衆議院選挙で政権がかわったということで名称が変わるかどうかということだとは思っています。実際震災はいろいろに1年、2年では終わらないという考えは政権がかわっても同じなのでそれで該当になると。ただ、時代計画というのが総務省のほうで地方財政改革というのが作成されます。基本的には1月の中旬です。ただ、今総選挙があってすぐということなのでこれがずれ込むということになれば2月ということになれば、私たち町の当初予算の印刷に間に合わないであろうと。地財計画を元につくらなきゃいけない案件は、じゃあ何かに置きかえてしなければならない。そうすると、それも総務省に確認しました。その場合、万が一の場合は地方債、75%地方債、間に合えば別に置きかえますけれども。ですから、震災の交付税であれば100%

補助になります。ですから、持ち出しはない。ただ、基本はあります。外構、役場の仮庁舎、造成、防災無線のシステムの移転、いろんな電算システムの移転は該当になります。ただし、備品とか買いますよね、新しいの。あとこの議事堂の録音、これは1,200万円以上かかると思います、新しいのに入れれば。そういうのは該当にならないというこまいものが積み重ねになっていって、ある程度対象にならない分はある。結構この録音装置でも新しくやれば今までのデジタル、アナログといろいろありますけれども1,200万円以上はかかるであろうと思います。そういうのが積み重ねて何千万円にはなると。それは対象外ということになります。ただし、移転補償費はその特材に入れて引いた後にということになります。そういう形で今のところは知る限りはそういう形になっております。

○議長（櫻井公一君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） そういうことで震災の交付金の対象になるというようなことも随分当初考えていたよりも町にとっては、一旦救いかなとこういう思いの中で取り組んでいただければと思います。

そういうことで、先ほども言いましたように備品、これはやっぱり新庁舎をつくるのと一緒にございます。全くほとんど使うものは使うというようなことなんですけれども、恐らく庁舎発注にとっては1番の今までにないくらいの金額の発注かなと思うんですね。そういうことも含めて今度商工会通じまして、地元業者をお願いしたいと。ただ、ずっと見ていますと1業者が多いんですね。これは競争原理で致し方ない部分はあると思うんです。しかしながら、やっぱりそればかりではないわけで、特別の計らいや何かあると思うんですよね。そういうことを含めながら、やはりほかの業者も入札にとれるようなそういうことの対応も考えていただければなど、これは要望としてお願いを申し上げたいと思います。

そして、それでは町長が具体的に商店街の活性化をどのような思いを持ってこれから進むのかということの質問であります。よろしく。

○議長（櫻井公一君） 答弁、大橋町長。

○町長（大橋健男君） これはこれまでも震災前からどうやってやっていくのかということでありまして、議論をすとなかなか時間がつきないところもあるとは思いますが、先ほど議員おっしゃったように大規模店舗の進出だけが理由ではないんじゃないかと思いますね。基本的には一人一人の所得が以前と比べると向上したとか、車社会になっているとか、車社会になったところがすごく大きいんじゃないかなというふうに思いますね。

そういった事柄に対して、既存の商店街が対応し切れていない部分というか、対応するように

もしやがない部分が随分あると、そういう中で日本全国で議員おっしゃるような事態が発生しているということですね。私が考えますには、そういう車社会になっていることということが前提でございますね。昔と同じようにならないのかといってもならないので、車社会にどうやって対応するのか、そして行政の役割はどうか、それから商店街自身の役割はどうか、また住民の役割はどうかというあたりを整理しておのおのできることを頑張ってみるということが商店街活性化のもとになるというふうに私は思っています。

今回、行政としてはまずは震災復興に絡みまして町を使いやすい町にするというようなこと、防災上もですけども、ですからちょっと後から出るとは思いますが今空き地が出ていますのでその空き地を使った避難道路の整備とか、またあとは避難所の整備というようなものをしていきたいと。そして、町全体が町有能力として使いやすいものにしていくと、安全なものにしていくと。水対策も含めてですけども、そういったことをまず行政としてはやっていきたいと。

それから、一方商店街の方々にとってみればこれまでも努力してきたんでしょうけれども、これからは若い人中心にしてぜひ頑張っていっていただきたいと、そのための支援も役場としてできる支援をしていくと。例えば直接関係ありませんけれども、わくわくカップリングパーティーの話とかもありましたね。そういったものに対しても役場として後押ししていくとか、あとこの前商店街の青年部とお話ししたときに、青年部のほうでいろいろ考えていらっしゃるようなんですよね、これやってみたい、あれやってみたいと。そういったものについて支援していきたいと。

あとはまた、商工会からの要望事項が来ていまして、これもちょっと後から出てくるんですかね。先に言ってしまいますけれども、できるだけ前向きな検討をしていくと、全ての項目全部というふうなわけにはいかないかもしれませんが、そういったものについても腐心をしていきたいと。そして、商店街の方々にも自分で頑張っていっていただきたいと、そして後継者なかなか不足しています。商店街の方々にとっても後継者がいないと、商店街がなかなか営業しきれないという理由で後継者がいないんでしょうけれども、そういった中でも後継者をきっちりと育て上げていっていただきたいとか。

またあとこの場所に道路ができることになります。そうすると流れが変わると思いますので、ある人から聞いた話ですけども、町の形が変わることこれから伸びしろができるんだ、頑張れる、頑張ろうというふうなことを言っていられる若い方もおりますので、そういった方々を支援しながら町も一緒になって頑張っていきたいとそういうふうに思っ

います。

○議長（櫻井公一君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） そうだと思うんです。今町長言われた車社会に対応しきれなかった、それはやっぱりあるんですね。そういうことで私も後で言うかなと思ったんですけども、行政の役割と商店街の役割これあると思うんですよ、当然。そういう中で今回私活性化の1つで後から言おうと思ったんですけども、定住のことも含めていろいろ全部かかわり持っているわけですね。人口ふえないことには何ぼ頑張ってもやっぱり弱いということになろうかなとは思っています。仙石線の今度相互乗り入れ区も高城であります。それはちょっと空き地対策で話しようかなと思うんですけども。それがあある意味ではチャンスということをつえながらと思っているんですね。

それから、やっぱりこれだけなっていますと商店街でも地元の方々対象にしているところは大変今厳しいんですね。ホテル、松島観光業者とおつきあいしている人は何とか震災でがくと落ちましたんですけども今幾らか持ち直しております、そういうところは何とかやっていけるような状況にあるわけで、しかしながらやっぱり不透明だと。営業しているところも安いところ、安いところと行きますので、地元の商店街が対応しきれないというところもあるわけでありまして。そういうことで、できるだけそれも行政もかかわり持ちまして、地産地消ということでやっているわけですけども、その辺行政の力が大変あるのではないかなと。

それと、今度水族館が移転しますね。と言うふうな報道がありました。民間企業。あそこをどうするかというようなこと。そしてそれを商工会の人たち、使っていただければなとちょっと思っているんですね。今産業祭りとか、松の市とか単発的にやっているわけですよ。それじゃあ1日何百人、1,000人単位というようなことある。雨降ったらできないというようなそういうこともあるわけで、そうすると水族館さんがどういうふうになるかわかりませんが、あそこはドーム形になっているわけで、位置でも毎週土日でも観光客もプラスになるわけです。そういうことを含めながら、あそこを利用していつて閑上の朝市があれだけ有名になっている。松島もそれに匹敵するくらいのあるわけですよ、地名も含めて。そういうことで地元商店街、地産地消の人たち、全部合わせてあそこを利用しながらやっていつていただければなと、こういう思いの中で計画の中にいざそういうときに、仮に水族館さんが移転して跡地はどうしようかなということを含めたとき、その辺もご検討していただければ非常にありがたい、活性化の1つなのかなという思いの中でお願いをしたいと、こう思います。

今町長が若い人たちの期待する、後継者も期待するというようなことでありまして、この間町長は若い人たちと忘年会やったと。実は私の甥っ子もそこの中に入っていたんですけども、いろいろ若い人たちの気持ちを町長に話したんだとこういうふうになにこやかに話しておりましたので、くみ取っていただければと思います。

そういうことで、次の現在商店街の大きな課題として空き地対策とこういうのがあるわけがあります。まず、この震災で解体された空き地、何件あるのか。それとその中で再開すると、解体された商店街、そのぐらい何件ぐらいあるのかなというようにちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 阿部産業観光課長。

○産業観光課長（阿部礼子君） 高城町で空き地になった店舗の数ということですが、ちょっと震災前から廃業的な建物も含まれた形になりますけれども16カ所かと思われます。その後、建てかえとか建てかえ中、もしくは建てかえを検討していますというところが今ちょっと調査中の段階ではありますけれども、3件かと思います。その後継続、仮店舗とかで営業しているところもありまして、そこが3件です。あと若干そのほかにつきましてはまだ調査中の段階ですので、まだ詳しくはわからないところなんですけれども、今現在わかっているところが今の3件とそれから仮店舗での3件という形になっております。

○議長（櫻井公一君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） 今空き地になっているのは震災後16件だと。それ以前からあると、私ちょっと26件ぐらいかなと全部更地になっているところね。震災後は16件というようにかなとは思いますが、これは危機管理監のほうがよくわかるだろうなと思うんですけども。それで、これから再建しているのが3件、これから仮店舗でやっているのが3件というようにありまして6件だと。そして、そのほかは10店舗ですね。10店舗はどのような意向を持っているのかなと。このように調査とか聞き取りとか、震災後まだ固まっていないということもあると思うんですね。そういう範囲の中で今後どうするのかと。さっき町長はその空き地を道路とかそれから集会施設、いろんな考え方があるというようなことが示されましたんですけども、やっぱり所有者の意向ということがあるかなと思うんですね。そういうことで、今後私はその地権者、今後どうするのかということをお忙しいとは思いますが、やっぱり聞き取り調査、協議する、そういう部分を立ち上げてそういう方策がないのかなと、こういうことを思っているわけですが、検討されていない空き地のことについて話し合い、そういう機関を設けるとかそういうことは考えありますで

しょうか。

○議長（櫻井公一君） 大橋町長。

○町長（大橋健男君） 空き地については先ほど申しましたように公共側としては避難用の道路、または建物がつくかどうかはわかりませんが、避難場所というようなことで考えております。また、実はそういうのは復興交付金で手当てしようかなというふうに思っております。復興交付金のほうは調査をしてもいいよというふうになっているんですが、事業をしてもいいよというふうにはまだなっていなかったんですよ。この前の第4次ではペンディングにされてしまいましたので、その辺の状況がある程度見定めてから会に入るといような話になると思うんですが。ただ、また事前にその他直接そういう話ではないんですが、うちの担当で行って例えば測量させてくれとか、そういったお話をしております場所によりまして、そういったものの中で意向の確認とかほんわりとではありますがお話をしているというふうなことでございます。

避難用の道路がもしくは全然認められなかったらどうするんだということは疑問として出ると思いますけれども、その際には町の単独費でも必要な避難道路については確保していく、最低限の避難道路については確保していくと、つまり今空いている土地を買うことで対応していきたいというふうには思っているところでございます。

○議長（櫻井公一君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） 今避難道路、避難場所、これだけ空き地になりますと全部に避難道路、そういうこともできないと思うんです。復興交付金でやるということはいいことだと思うんですね。それでも恐らくこの中で適地というのは何カ所かしかないと思うんですよ、そういう対策とるのは。やっぱりそうなりますと先ほども私言ったんですけれども、仙石線と東北本線、今度は高城が私はすごくよくなると思うんです。通勤には非常に便利になると。今松島駅に磯崎の人も歩いて通っておりますけれども、単純に10分から15分短縮になる。本当に高城はよくなるんですね。それは私はセールスポイントになるかなと思うんです。

今野議員が今回の空き地対策、復興住宅ですね、執行部が示されたそこもいいけれども、高城の町のほうがいいんでないか、私もそう思っているんですね。それでこれだけ高齢化、30%を超す松島町の高齢者住宅、ほかの大きな大都市になりますと高齢者は車も運転できない、そういうことで非常に便利なところに住みたい。そうすると町場のマンションやなんか大都市の人たちは移り住んでいるわけですよ。高齢者、全部じゃないですよ、余裕のある方とか何か。それも松島も当てはまってくるんじゃないかなと思うんですね。そして、そこ

に住めば近くの商店街もやっぱり潤うようになります。長い時間かかりますよ、それは。そういうことも1つ。

それから、そういうところに複合住宅なんかを建てまして、若い人たちを住ませる。やっぱり3階建て、4階建て、若者のニーズに合ったような建物を検討していきながら人口住宅をそういうところも図っていくのか1つなのかなと。そして若者のためには、若者は金がないですからそのためには補填するというようなやり方もあるのかなと思うんですね。そして、そのためには通勤も便利だと。高城駅だと30分で行けますよと、今まで45分かかっていたところが30分でいけますよというようなセールスポイントもですから学校に行ける。そういうことで非常に高城というのはこれからこの辺では魅力的な町の1つになるとこう思うわけですが、その辺のところをやっぱり考えながら、住宅政策も含めながら高城の商店街、人口を介していただきたい、そういう思いの中でお願いしたいと思うんですね。

それから、住宅、今町長が進めている第1条委員会も定住促進とかなんとかやっていますけれども、ちょっとこれはずれるかもしれないんですけども、1番は学校に行かせている子供というのは教育環境だとよく言われますね。大衡村がトヨタ自動車来てあそこに住むかと、住まなかった。これは何かと。大きな要因は学校だと。学校の教育環境がおくれている。それで学校のレベルを向上することが1番だと。そういうようなことがよく言われるわけですよ。秋田が中学校では全国1番だと。いろんな要素がある。先ほど言うように1クラスに先生2人ずついて、それできめこまかにやっていると。松島もこれからやっている部分もありますけれども、そういうことを含めながら商店街活性化をするためには人口、そのためにはいろんな要素の中に教育だと、そういうことも含めながらこのようなことを取り組んでいただければ少しずつ解除していくのかなと。ただし、これが3年後できるかと、そうではなくて長い目で見て総合的な政策の1つの中で商店街活性化ということが考えられなければならないと思うんですけども、その辺はどうでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 答弁、大橋町長。

○町長（大橋健男君） 内容が多岐にわたっておりまして、全くそのとおりだというふうに思っておりまして、こういうふうに言うと議員の言うこと執行部が総取りするのかというふうに言われかねないですけども、そういう意味じゃなくて課題認識は同じでございます。これまで教育問題に関してもあとは町づくりに関しても私も表現してきましたし、議員おっしゃるそのとおりだというふうに思っておりまして、政策を進めてきた。

問題は空き地に限りますと、確かに全部は避難用道路になるわけではないので、民間利用の

部分とかまたは別途の公共利用の部分とか発生すると、出てくるということもあり得るのかなというふうには思っておりますが、これは現象というか情報提供になるかもしれませんけれども、今は我々がつかんでいる、肌で感じている範囲なんです。空き地に対して民間の住宅業者なりが買いに入っているような話を随分聞きます。そういう中で住宅が、つまり民間が買うのは道路になるわけではないので住宅になると思うので、住宅がふえていくというふうな傾向はあるんだろうというふうに思っています。そういう中で今度は先ほどおっしゃった公共も絡んだ形で高齢者用の住宅とか、若者向けの住宅はどうなんだということがありまして、まずは公共としては道路の用地を確保する、そして民間で買いに入っている部分があるのでそここのところは民間にまずはお任せと。しかしながら、公共で災害復興住宅になるかもっと別な形になるかはありますけれども、高齢者用の住宅、それから1階の部分を何か別途の用途、店舗とかに使った住宅とそういったものもあるのかなというふうに思っております。なお公営住宅ではないんですが民間のそういう高齢者用の住宅を助成する国の仕組みというのがありますので、その辺も研究しながら空き地の動向を見定めつつ、必要なやったほうがいいような施策を考えつつ展開するというようなことで、方針は決めております。

○議長（櫻井公一君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） 当然民間業者はするように目をつけるかなと思います。それにつけても、町が今後空き地になっているところ、所有者に動向調査とかそういう気持ちをお尋ねするということなのですが私は大切ではないのかなと思いますので、その辺対応していただければありがたいと思います。

空き店舗とかなんかというのは海岸と高城では商売の形態が違いますので、何とか海岸の場合は駅前商店街ああやって町からの助成も受けて今も営業しておるわけですがけれども、高城の場合は地主、家具屋さんあのように助成を受けてやりながら、なかなかやっても難しいというようなことがあるので、本当にこれは商業の活性化というのは非常に難しい、決定打が本当にないもんですからこれもやっぱり商工会の皆様には行政の力が何よりのことだなと思いつつ、一生懸命取り組んでいただければありがたいと思っております。

最後なんですけれども、しからば来年度に向けて商業振興策は町はどう考えているのかというようなことをお尋ねしたいと。12月になりますと、その前からですけども、次年度の予算要求、それから補助金申請いろんな形で担当者のほうに行く、町長のほうにお願いしに行く。観光協会初め商工会、いろんな形で行っていると思いますけれども、恐らく商工会も来年度に向けての補助金申請とか云々ありました。その中で取り上げられているいろんな部分

がありますけれども、まず来年度に向けて町長はどのようにお考えになっているのかお答えいただければと思います。

○議長（櫻井公一君） 答弁、大橋町長。

○町長（大橋健男君） 商工会からの要望につきましては、ご存じでしょうけれども町のほうに提出されておりましてその中で我々としてもできるだけ前向きに検討したいというふうに思っております。最終的には予算全体を見た上で決定することではありますけれども、商店街の振興策としては役場としてやるべきことは前向きに取り組んで何かというようなことでございます。

また、先ほどの商工会青年部との話ですけれども、いろんなアイデアが出ていますのでそういったこと、具体的に動くのが来年かその次かちょっとわかりませんが、そういったものについても支援していくと。それから、わくわくカップリングパーティーとかこれはこれまでどおりですし、また若い人たちを集めていろいろお話を聞く機会、そういったものもありますのでとにかく今の30代ぐらいの方々に若い人に頑張ってもらって町を盛り上げていただこうような方策を、これまでもやってきましたしこれからもやっていきたいなというふうに思っております。

○議長（櫻井公一君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） 若者に期待するというのは、これはいいことだと思うんです。ただ、現実問題そうばかりではないわけであつたのこと、あさつてのこと大変心配だということがほとんど思うんですよ。若手後継者がいるところはいいんです。今回商工会の青年部が考えているのは高城ばかりのことではないと。磯崎の人も海岸の人もそういうところ、場所高城のほうがいいべというようなことでなんかいろいろ考えているみたいだと。それを町長に言ったからとこのようにちょっと聞いたわけですがけれども、今回その中で商工会から上がったとちょっと聞いたんですけれども、プレミアム商品券というんですか、かつて平成20年度にやったと。補正予算ついたときにやったわけでございます。大盛況で3日間で完売になったと。そして、全部の店ではないんだけど商店街は潤った。これは永続的なもので一過性のものでその期間、でも商工会の人たちにとっては非常にありがたい施策の1つだった。ところが、次年度からもというようなお願いをしても予算、財政上の理由というようなことがあつてそれだけなんですよね。ところが、利府商工会、利府松島商工会、今度合併になりましたよね。隣の町はあの初年度から毎年毎年プレミアム商品券みたいなそういうものが出ています。いや、利府でやっていて何で松島でできないかねと、財政規模とかいろんな

ことが違うから一概には言えないと思いますけれども、今度はやっぱり合併したんですよ。そうすると同じ商工会の中でこのような差が出るということは松島にとってはあんまり好ましくないかなと。商店街にとっても好ましくないかなと。商工会の意識上、商売やる気、そういうものもそがれるんじゃないかなと、こういう思いの中でやはり今回復興、震災とかそういう銘を打ちまして町長、どんと復活してやっていただければ非常にありがたい。それでこれもできたら、何年か27年度まででも何でもいいですからこの復興期間中、それを継続してやっていきたいと。こういうことをお願いできませんでしょうか。考えていただければありがたいんですけれども今のお考えはどうでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 答弁、大橋町長。

○町長（大橋健男君） 前向きに検討するというふうなお答えはさせていただいておりますので。

○議長（櫻井公一君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） 商工会のほうには前向きに検討しているというふうにお答えしているわけですか。ここではなくて商工会のほうに。

○議長（櫻井公一君） 答弁、大橋町長。

○町長（大橋健男君） 商工会さんのほうにはまだそういうふうな話はしていないんですけれども、ただこれも陳情来たときのお話の中でできれば対応していきたいとは思いますが、前向きに対応したい旨のそういうニュアンスの話はしております。文書回答はしておりません。

○議長（櫻井公一君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） そういうふうにして前向きに、本当に前向きに検討していただければ非常にありがたいと思います。そういうことで、いろいろ商業のことについては本当に難しいんです。私もわからないんです。だから、町長にこのように憎まれてもちょっと強い口調で言ったかもしれません。そういうことでひとつ町長、本気になって頑張っていただければと思っています。この件につきましてはこの辺で終わります。

続きまして、町立松島保育所施設整備と今後についてというようなことで質問であります。

質問用紙には書いておりますので、現在町立保育所は松島には4カ所あると。定員は269名であると。これは決算資料、成果表を見て私は言うわけですがその充足率は66.5%、269名の定員に対して179名が今在籍しているということでありまして、やはり松島の人口と比例しましてどんどん若者が少なくなると。今度の衆議院議員選挙、二十歳以上の有権者数は1万3,500人ぐらいでしょう。人口は1万5,000ちょっとでしょう。本当に少ないわけです。

ね。そしてまた子供がその何分の1ということになりますから本当に松島はどうなんだべ、将来どうなんだべというような気持ちが非常に危機感を皆さん当然持っているわけでありませう。

こういう中でも児童数が少なくなれば、財政、保育所運営するのにも大変な財政負担になるというようなことがあります。しかしながら、反面、大きな仙台とかそういうところに比べて小さい人数の少ないところは先生方の気配りとか目配り、これは大きな施設よりもずっといいんではないか。そういうことで保護者の人たちには非常にある意味良かったなと、いいなというような思いがあるかなと思うんですね。そして、施設は子供たちにとってよりよい環境、そして安心・安全でなければならないということが第一義であります。

松島は4カ所がありますけれども、高城分園は別にしましてほかの松島、高城、磯崎、各保育所全部30年以上なっているんですね、建設されてから。全部昭和50年代に建設されたものばかりであります。そういう中でやっぱりどんどん老朽化、一見見ると立派なんですけれどもね。まだいいべやと思うんですけども、やはり部分部分を見てみますと今回松島海岸保育所なんかやったらシロアリ出てきたと。そういうことがあるわけなんですね。そういうことでほかの保育所はみんな修繕しながら、そしてだましだましということは言葉が悪いんですけどもそのようにして今子供たちを預かっている状況であります。

そういう中で今回松島保育所が今月からシロアリ調査に入ると。そして、その結果を見て改修工事を対処しなきゃないべとそういう思いの中でやっぱり各保育所もこのような調査をすべきではないか。それから、耐震は終わっているんですけども耐震も含めて今後の整備状況をお願いをしたいと、対策をどう考えているかということをもまず1問目です。

○議長（櫻井公一君） 大橋町長。

○町長（大橋健男君） 松島保育所につきましては、10月に耐震安全調査を行ったところ、耐震上の問題はなかったものの、シロアリ被害が認められたということで現在被害状況の調査を実施しております。この調査結果を踏まえまして今後の対応を検討していくということになろうかと思えます。

ご指摘の児童数の減少によって定員に対する充足率が低下していると、施設の老朽化はどうなんだというようなことについてこれらにつきましても、調査の状況を勘案しながら検討していくということになろうかと思えます。

ちなみに、高城、磯崎保育所について耐震安全調査行っているんですけども、高城でも若干シロアリの被害というのが確認されているということですね。耐震上問題ないのにシロア

りの被害があつていいのかということをちょっと疑問に思うかもしれませんが、耐震的には基礎と土台との欠缺の状況とか、あとは壁の筋交いの位置とかそういったものであるもので、全体をやるわけではないんですね、シロアリの被害があるところ全体をやるわけではないので、そのときにシロアリの被害が見つかったときに全体をやってみようかというふうな話になるわけですね。海岸の場合はこれは大変深刻な状況になっているというような調査結果が出ております。高城のほうはそんなに深刻ではないという調査結果だったと思います。足りないところを担当のほうから、課長から説明があれば説明させます。

○議長（櫻井公一君） 安部町民福祉課長。

○町民福祉課長（安部新也君） 今町長が話したとおり、耐震の安全確認調査ということで、高城保育所、松島保育所、磯崎保育所を実施したところです。詳細は町長が話したとおり、耐震上は問題ないというものの、ある程度今議員さんおっしゃるとおり全ての建物30年近く経過しておりますので老朽化によって完全に安全ということはちょっと老朽化もありますので、そういう感じでありますけれども、シロアリについては海岸が顕著なものですからシロアリの調査というのは破壊調査ということで海岸保育所において壁の側面5カ所ほどに外壁を外しまして、その調査を今現在しているところでございます。調査内容についてはこれから結果が出ると思いますので、今現在は調査中でございます。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） そういうことで海岸が松島保育所がちょっと被害大きいよということでもあります。あそこは地盤の関係、地形の関係、海の風、それから洞穴とか天麟院さん、あの辺はああいう地質なものですから湿気を呼びやすいというようなこともあるかもしれません。そういう中で、やはり結果直すところはちゃんと直して、これからやっていただければと。また、ほかの保育所も特に磯崎、今回津波の被害なかったんですけども高城はまあまあ離れていますからあれですけれども、あの辺の防災上のことも含めながらちゃんとしていただければと思っております。

そういう中で、松島の保育所は天麟院さんからの借地だということで3年に1回の契約ですね。月17万円で借りているわけで204万円ぐらい、地代金払っているわけですよ。そういう中でこれからの幼児教育も含めてどんどんこれから人口少なくなる一方でこれじゃまずいんですけれども、子供たちも比例すると。そういう中でこういう幼児教育のあり方、以前検討された結果、統合せざるを得なくなる時期が来るんでないかというようなことが言われております。そして、10年近く前ですか高城、松島保育所をこの機会統合したいというような話が

あったわけですよ。それも急に振られたものですからその年、それはいけないと。それは気持ちちはわかるけれども財政とかいろんなことで。来年のことを今言われたって困るんですよということでそういうふうになって今になっているわけで。やっぱり松島というのは充足率33%なんですね。大変松島の中では1番少ない状況の中にあるわけです。しかし、あそこは観光松島でいろんなホテルさんとかなんかにお勤めしている方の大切な子供の預かり場所の1つになっているわけですよ。そういう中であそこの存続ということは、それも松島に住み続ける1つの理由かなとこう思います。そういう中で、将来急に見直し、あそこは借り物だから1つに統合しなきゃいけないというようなことに急になった場合困るわけですよ。そういうお考えは持っていないとは思いますが、今どのようにお考えになっておりますでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 答弁、大橋町長。

○町長（大橋健男君） 松島保育所については今回シロアリの被害状況を見ても、かなり重度のものがあるというふうには、全部終わっていないですからね、そういうふうな思いであります。そうすると、これまで話出てきたような例えば統合の問題とか、そういったものが近づいてきたというふうな認識でおりまして、そういったことも踏まえましてシロアリの結果が出たら速やかに対応を検討し、また議会にもご説明をして今後のよい方策について探っていきたいというふうには思っております。その際、突然来年度からやりますよというのはなかなか保護者の方にとっても大変なお話でございますので、その辺はご理解を得られるように説明をし、またある程度の期間をとると、その期間が1年になるのか3年になるのか、半年で理解していただくのかわからないところもありますけれども、保護者の方のご理解を得る期間というのは当然必要でございますので、それを考えつつ進めていくというふうに思っております。

○議長（櫻井公一君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） 今町長から改めてこういう時期が松島には、心配していたんです、来るのかなと。10年前に出たと今回このようにシロアリが出たと、ちょっと甚大である。借り物でそしてこれがどの程度直さなきゃいけないかわかりませんが、1,000万円単位、云々かんぬんとなりますとそれは当然執行者としては考えていかなければならない立場ではあると認識しておりますけれども、やっぱり最悪そういうふうにならないことを私は念じながら、なった場合しようがない、なった場合最低でも3年間の猶予とか、わかりませんが、お考え次第ですから。そのぐらいのスパンで持っていけないと住民、保護者にはなかなか納

得してもらえない、その時の手だて、子供たちをどのように送り迎えをするのかそういうことも含めながら、それからこども園構想とかそのとき初めて進んでいくと思うんですよ、いろんな幼児教育の中で。そういう中でやっぱり検討していただければとこのように思いますので、もし最悪万万が一そういうことならないことを祈りながら、なった場合ちゃんと保護者にご納得いただけるような施策をしていただきたいと思います。

そして、最後の質問なんですけれども、今現在計画作成のために松島地区の皆さんと景観づくり勉強会というのをしているわけです。実はゆうべも、今晚もあるわけです。企画調整課主催で。私と緑山さんも過去3回、緑山さんはゆうべも出まして私はちょっと不幸があってそっちのほうに行っておりましたので欠席しておりましたんですけれども、皆さん熱心に景観の勉強会に参加しておりました。

そういうことで、今後松島の景観づくりを進める上に松島の保育所、どう見てもそぐわない、町長も感じていると思うんです。これはそぐわないよなど。当時はそれでもよかったと思うんです。そういう景観とか何とかというのは議論されておられませんから。それで、聞くとところによると貸しているお寺さんもなかなかいい建物ではないかとかそういうような、これは本当かうそかわかりませんが、そういうようなことから今ずっと至っているわけですが。今はシロアリ初め屋根もさびて非常に景観上わるい。その中で、今勉強会をやっていると。そして、今ワークシェアリングやっているわけですよ。積極的に協力できるか、協力できそうだと、いや難しい、このようなことで皆さんの意識が非常に高くなってきています。どんどん。

そういう中でその皆さんにお願いすること以上に、まず松島町の施設である保育所をあそこを何とかしなきゃいけないなど。だから私は隗より始めよとこのように書いたわけです。そういう中で、あそこを調査の結果どうなるかわかりませんが、存続するということになればあそこをまず見本にしてこのようにやっていただきたいと思います。それでなくてもあとは何年か後といったらやっぱり外観だけでも何でもいいから、そのように観光客もやっぱり寺町の中に風見鶏あるのかなと、これじゃまずいわけですよ。そういうことで、町長ひとつその辺の対応をどうお考えになっているのか。住民にちゃんと隗より始めよということで進めていっていただければと思いますけれども、どうでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 大橋町長。

○町長（大橋健男君） 調査の結果にもよるということはありますけれども、もし存続可能ということであれば景観についても考えた補修の仕方というのがあるかなというふうに思っ

おります。あろうかなというよりも景観にあっていないと私自身も思っておりますので、特に屋根のデザインとかについては周りと合うようなそういうデザインというものがあるべきだろうとは思っております。

○議長（櫻井公一君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） 全て今シロアリということで調査の結果だと思うんです。これは致し方ないと思いますので、もし存続ということになりましたら、まず最初町民の皆さん、地域の皆さんに見本を示していただきたいとこのように思って終わります。ありがとうございました。

○議長（櫻井公一君） 10番色川晴夫議員の一般質問が終わりました。

ここで次に入ります前に休憩をとりたいと思います。再開を2時5分といたします。

午後1時51分 休 憩

午後2時05分 再 開

○議長（櫻井公一君） 一般質問を続けます。

15番菅野良雄議員登壇願います。

〔15番 菅野良雄君 登壇〕

○15番（菅野良雄君） 15番菅野です。通告しております一般質問をいたします。

私は一般質問、簡潔明瞭に簡単にしかも短時間で終わらせたいと思います。よろしくお願ひしたいと思います。

実は昨日議長から許しをいただいて、病後の定期検査に行ってまいりました。いい答えをもらってきましたけれども、その際お医者さんの話では何の病気でもそうなんですが、悪いのはストレスと血圧上げることだということなので、そうならないように答弁お願いしたいと思います。

1問目ですけれども、町内にあるトンネルの管理体制ということについて質問をいたします。

去る9月3日、笹子トンネルで崩落事故が発生し9名の方が亡くなっております。笹子トンネルは1977年に開通し、35年経過しているとのことでございますが、事故発生後点検管理方法についていろいろ意見が出ております。

普段何気なく利用しているトンネルが町内にも幾つかあって私もその1つを数多く利用しているわけですけれども、ちょっと回数を数えてみますと月に最低5回ぐらいは利用しているということで、往復10回ということになりますので年間120回ぐらいは利用しているんですけ

れども、そういうトンネルがありますのでちょっと怖いのでトンネルを調べてみましたが、根廻線のトンネルのことなんですが、有料化される以前の日本鉄道が1890年、明治23年に松島駅や小牛田駅を開通し岩切から一ノ関まで開通をさせているということでありますので、既にトンネルは完成していたことになりますので122年は経過しているんだろうなと思われま
す。今町に払い下げられて、町管理になっていると思いますが、事故が発生してから私も心配なのでちょっと車をとめて注意深く見てみたら、やっぱりレンガがはがれて、亀裂なんか入っているんですよ。そうなので、町で管理していると思いながらもどういう体制になっているのかなと思いましたので、まず1点目は町内に人や車が利用するトンネルは幾つくらいあるんだろうなということでございます。

それから、2つ目にはそれぞれのトンネルを管理する所感はどこになっているのかということとであります。

3つ目は、町の管理体制と点検状況について伺います。

4つ目は町管理以外の点検状況と結果についてということでございます。

それから、それぞれの安全は確保されているのかどうかということで伺いたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 答弁、大橋町長。

○町長（大橋健男君） この前の笹子トンネルの事故ですけれども、原因は上から吊っている天井部分が落下したと、その際に落下の原因がボルトの緩みであったというようなお話だったように思います。

町内のトンネルにつきましては、基本的にはそういった構造ではなくてコンクリートかまたはレンガの、レンガもどこまでレンガなのかちょっと私はわからないところもあるんですけれども、表面上はレンガでつくっておる。ああいったものが壊れる場合には、アーチ形をとっておりますので上からぐしゃっと潰れるケースが考えられるわけですが、アーチ形というのは構造的には大変強いものでございまして、ローマ時代からのアーチのレンガというか石造りが残っているというようなケースもありますので、基本的にはこの前の笹子トンネルとは違うというふうに思っております、安全であるというふうに私は思っておりますけれども、詳しくは課長のほうから説明させますけれども、心配するとすれば施工の状態が明治年間だったので甘いところがあったりなんかすると困るなというところがありますが、その辺は課長から説明させます。

○議長（櫻井公一君） 中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） まず1番目の町内において人や車両が利用するトンネルの数と場所

ということで、町内にあるトンネルの箇所といいますと町道で6カ所、農道で2カ所、県道で3カ所、国道で1カ所、合計12カ所でございます。

順番に申し上げますと、まず町道になりますけれども、議員さんご指摘のとおり、国鉄から払い下げのレンガのトンネルということ根廻トンネルですね、これがございます。それから根廻第2トンネルということで、これは根廻の人筈ということで旧小松商店の向かい側の三陸道の下にある道路がでございます。それから、三居山トンネルということでJRの愛宕駅の下、この部分がトンネルになっております。それから、東浜トンネル、これは松島パシフィックホテル、その下にあるトンネルがそうでございます。それから、十文字トンネルということでこれも三陸自動車道の下、ガンペイ宅の近くのトンネルになります。それから、下境田トンネルということでこれは初原の樋田になりますけれども上初原住宅の向かい側、信号機のゴルフ場に入るほう、あそこにトンネルがございます。

それから、農道のトンネルになりますけれども、これは2カ所でございます。上下堤から北小泉に向かうこれも三陸道の下になりますけれども、交差しているトンネルということでございます。それから、手樽川になりますけれども、弁天1号線ということで手樽の干拓地内のアンダーパスの部分、仙石線のアンダーパス、その部分がございます。そこでもトンネルになっているということでございます。

それから、県道のほうになりますけれども、初原バイパス成功しておりまして、その中で本線に1カ所がございます。これは岩見トンネルという名前をつけておりますけれども、これが1カ所、それから本線の下に1件は小森のほうに、すみません、本線が小森トンネルですね、下くぐっている分がございましてため池等に向かう分がありまして、岩見のほうにある分岩見トンネルということと、あとはもう1点人道トンネルということでため池側に向かうトンネルがございましてこれが2カ所ということで全部で3カ所でございます。

それから、国道については45号の水族館の脇にある松島トンネルということで合計12カ所となっております。

それから、2番目のご質問になりますけれどもそれぞれのトンネルを管理する所管はということで、それぞれ町道農道については町管理ということでございます。初原バイパスにつきましてはまだ宮城県のほうで管理しております。まだ移譲は受けておりませんのでそんな形になります。国道はもちろん国土交通省で管理ということでございます。この中で三陸自動車道の交差部ありますけれども、これにつきましては本体については三陸自動車道のほうで今は道路公社がいますけれどもそちらのほうで管理ということで、内側の照明灯とかあるい

は下の舗装の分、これらは町が管理という形でございます。

それから、管理体制ということで、町の実管理体制につきましては道路パトロール時に目視により確認する程度ということで実施をしているというところでございます。

それから、町管理以外の点検状況ということで、国道のほうにつきましては定期的な点検をしているということで、大きな事故につながる異常はないと聞いているところでございます。また、笹子トンネルの事故とは別に、今月点検入っておりますけれども、12月中に点検を実施するというので既に点検に入っているというところでございます。

それから、5番目の安全は確保されているのかということで、安全は確保されているというふうに、今のところ老朽化しているトンネルもありますけれどもトンネルの一部に亀裂、あるいはコンクリートの剝離箇所が見られますけれども、今すぐ大きな事故につながると、直接要因ではないというふうに考えております。

ただ、今回の笹子トンネルの事故を受けまして町管理のトンネルにつきましては、専門業者に点検を依頼を行うこととしております。また、定期的な点検も行いながら安全な道路利用が図れるように努力してまいります。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 菅野議員。

○15番（菅野良雄君） わかりました。県、国のほうは県、国のほうで点検しているということで、その点検の内容なんかのお知らせはあるんでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） 特にはございませんので、こちらから何かあれば県の責任、国の責任で全てを解決するという方向でこれまでも来ていますので何かあれば一応通行どめするか、危険だということであれば連絡が来るという程度でございますので、確認はしたいと思いますので。確認させていただきます。

○議長（櫻井公一君） 菅野議員。

○15番（菅野良雄君） できるならばそういう点検結果表みたいなものがあれば、情報ちゃんと公開していただければ安心して使えるなというふうに思いますので、どうかそのような対応をしていただければと思います。

それから、町管理のトンネルについては、パトロールによる目視だということで大きな事故にはというようなことでありますが、それだけではとてもちょっと心配ですね。私もこの一般質問出してからあのトンネル通らないんですよ。ちょっと怖くてね。やっぱりこういう構造でこういう形でこういう年数で大丈夫ですよというふうな安心感を与えられるものがないと

ちょっと怖いなというふうに思うんですよ。ですから、町の体制にはそういう検査する体制はできていないということで、委託するんだということの答弁に聞こえましたがそれでもそう解釈してよろしいんですか。

○議長（櫻井公一君） 中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） やっぱりトンネルですので専門業者に見ていただくというのが1番ですので、それらを委託したいというふうに考えております。

○議長（櫻井公一君） 菅野議員。

○15番（菅野良雄君） その委託は来年度あたりの予算に計上するということになるんでしょうか。それとも即対応したいということになるんでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） 今道路管理の維持費ございましてまだ予算がありますので、その枠内で対応したいというふうに考えております。

○議長（櫻井公一君） 菅野議員。

○15番（菅野良雄君） できるだけ早くそういう検査をしていただいて安心して通れるような対応をしていただきたいと。私らよく検査結果を教えられたとしても詳しいことがわかりませんので、信用するしかないんだと思いますけれども、できるだけ町民が安心して利用できる情報を公開していただきたいということをお願いしておきたいと思います。

2問目ですが、初原バイパスの延伸計画についてということであります。

おとといでしたか、災害避難路の道路についてちょっとかかわりがあって議論されましたけれども、開通が目の前だということで大変喜ばしいことではありますが、心配もございませう。仙台松島線に接続して事業終了となりますと、終了となるのかそれともその見通しがどうなるのかということで、ちょっと心配されます。あくまでも予測でありますけれども、あそこで終了してしまうと交通混雑渋滞等予測されますけれども、そういう面では小学校、中学校がありますので、しかも近隣の住民の方々にも安心して生活できるかなという心配がされますので、今後どうなるんだろうなということであります。

私見でありますけれども、国道45号線または県道ですか、国道ですか346に接続されれば1番ベストな交通の流れになるんだろうと思いますけれども、何年かかるかわからない事業でありますけれども、そのような形にするのが1番いい方法だと思っております。町長の施政方針で宮城県に対して延伸計画の実現を引き続き強く求めていくということでありましたので、その後の経過について進展があるのかどうか伺いたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 答弁、大橋町長。

○町長（大橋健男君） これについては震災の以前から宮城県に要望をしております、これも内々の話なんですけれどもやるよという話を幹部から返答はもらっていたんですけれども、はっきりしないうちは発表もできないわけでございますので、要望していくんだという話だけしていたわけですね。初原バイパスと、初原通っていないので初原バイパスというのは不思議なんですけれども、1期工事については25年の4月に開通予定ということでございまして、引き続き根廻交差点分、どの位置につけるかについてはまだ決まっているわけではないんですが、その周辺をエンドに、終点に県でも考えてもらっていて、これは平成24年3月作成の、ことしの3月の宮城県社会資本再生復興計画緊急アクションプランというのがありましてこれに位置づけられましたので、しっかりと県のほうでも対応していただけるというふうに思っております。

震災復興関係でお金もかかる県も県費もなかなかない中でということはあるんですが、本来的には震災の復興、復旧にかかる金は国から出るわけですから県単費でもやってもらってもいいわけなんですけれども、それに加えて復興計画の中での位置づけということでございますので、これは事業を県としてほぼ確定したと考えていいと思います。ただ、事業費については当初基本計画とか基本構想とかの計画の業務が発生するわけなんですけれども、それがついたわけではないので、それがどの時期につくのかなというふうには思いますが、県の担当部局の考えとしては継続してやっていくというふうな考えだと聞いております。

○議長（櫻井公一君） 菅野議員。

○15番（菅野良雄君） 延伸計画、根廻交差点ということで24年の3月に作成しているということとありますけれども、今のバイパスも大分長くなってようやくという感じでありますので、今の県の財政状況を見たら復興計画だけでやれるかどうかわかりませんが、本当に実現できるかどうかということになりますと、ちょっと疑念を持つかなというところでもありますけれども、ただそういう方向性は見られると思いますので、ただ現状はあのままでは心配されますので延伸計画とともに交通安全対策というのですかね、周辺の、そちらも一緒に要望していただければいいのかなと思いますので、今後両方同時にひとつ県、国と交渉していただきたいと、そしてできるだけ早く実現できるようにお願いしておきたいと思えます。

それから、3点目になりますけれども、第五幼稚園の建設についてでございます。

去る11月30日全員協議会において第五幼稚園建設事業について説明がありましたが、私は新

たな建設ということじゃなくて、再建事業だと思っております。そもそも第五幼稚園の取り壊しそのものは長期計画になかったもので、定住促進や地域活性化を促進するために進めた事業によって平成14年度に取り壊されたものであります。その際、口頭ではありましたが2年後に再建するという約束でありました。その後、幼保一元化や小学校の統廃合計画などが浮上し、中止にされてまいりました。その計画がなくなっている状況を考えれば、速やかに再建することに対して、当然のことと思っております。

幼稚園は学校教育法に基づいた幼稚園設置基準において園児の数に合わせた教室や保育室、遊戯室、職員室などを設置しなければならないとされておりますが、第五幼稚園は小学校の教室1つで保育している状況にあります。幼稚園としての基準を全く満たさず、園児の教育の環境としては不適格であります。さらに、間貸しをしている第五小学校は、教育環境の変化によって小学校としての基準を大きく逸脱した状況になっており、放置するわけにはいかない状況であります。適正化のためにも第五小学校校舎外に幼稚園を再建し、小学校として適正な基準を維持しなければならないと思います。

さらにもう一つ挙げられる理由については、町の方針による住宅供給事業として教育環境のよさや住みやすさ、そして通勤の便利さということを宣伝し、それを信用して土地を求めて家を新築した若い定住者を裏切ってはならないと思っております。子供たちの教育に与える影響を心配しまして、第五小学校PTA会長や幼稚園の父母の会の皆様が町長と面会し幼稚園再開の要望書を提出しております。もろもろの環境を考慮すれば、為政者として幼稚園の再建を判断したことに異論はないはずです。

全員協議会において松島第五幼稚園建設事業について説明があった際、計画の実施は思わしくないとの意見もありましたが、私は計画にあるとかないとか別にしまして、大事なことは園児や児童の教育環境を適正化し、最善のものにするべきであると思っております。先ほど保育園の質問にもありましたけれども、どこの地域の子供でも人数の多少にかかわらず環境のよいところで育てるのが当然のことと思います。基準を満たしていない状況を保持することは子育て支援の充実や教育環境の充実などを訴える当局はもちろんのこと、議会としても甚だ恥ずかしい限りであります。強い意思を持って計画を実施すべきと思いますが、町長の決意について伺うところであります。

○議長（櫻井公一君） 答弁、小池教育長。

○教育長（小池 満君） まず私のほうからお答えを申し上げたいと思います。

第五幼稚園につきましては、議員お話しのとおり11月30日の全員協議会におきまして町長か

ら説明申し上げたところでございますけれども、地域からの再建のご要望を踏まえまして町長部局並びに教育委員会とで協議をしております。伸び伸びとした環境で本来の幼児教育、小学校教育を回復実施するために、来年度に実施設計を行いまして26年度に工事の着工を目指してまいります。

建設予定地につきましては、小学校東側の学校敷地を予定しておりまして、施設の具体的な内容については保護者の皆様のご意見を伺い、また議会の皆様とも協議しながら園舎建設に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

幼稚園並びに小学校の現状等については、教育課長よりご説明申し上げたいと思います。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 櫻井教育課長。

○教育課長（櫻井光之君） それでは、私のほうから今の小学校幼稚園の概要についてお話をさせていただきますと思います。

第五幼稚園は今現在23名の園児が在籍しております。第五小学校の1教室とそれからフリースペースということで第五小学校の教室と教室の間にあるフリーな一部スペースがあるんですが、その2カ所を使って今運営しております。本来あるべき遊戯室とか職員室が今ない状態でこれまで運営しておりまして、お遊戯会なんかにつきましては、小学校体育館を利用しております。このことによりまして、第五小学校は2階北側第五分団のほうですけども北側の図書室を6年生教室にいたしまして、余裕教室のない状況で今運営しております。平成21年度には情緒障害、また平成24年、今年度ですけれども弱視の特別生涯支援学級を設置したということもございまして、図書スペースを削って増設しております。学校の教育環境はさらに厳しい状況になってきているということになっております。幼稚園と小学校では授業スケジュールが異なるということもございまして、小学校の授業中、幼稚園のほうでもできるだけ静かに活動して小学校のほうに迷惑がかからないように配慮をしているという状況でもございます。

保護者の皆様にはこれまでもご協力を賜ってまいりましたけれども、幼稚園と小学校の双方に不自由な思いをおかけして大変申しわけなく、教育委員会として思っております。また、これまでも第五幼稚園や第五小学校保護者代表の連盟によりまして、松島第五幼稚園の再建を求める要望が出されております。教育委員会といたしましても伸びやかに、先ほど教育長さんも申し上げましたけれども、環境と整えて幼稚園教育と小学校教育を実施して行きたいという考えを持っております。これらのあり方につきまして今後計画を策定し、実施に向け

てさらに検討していきたいというふうに考えておりますので、報告させていただきたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 菅野議員。

○15番（菅野良雄君） 27年の4月、26年工事に入って27年の、この間のスケジュールを見ますと4月の開園ということになっているようですが、もっと早い実施というのは無理なんでしょうかね。

○議長（櫻井公一君） 櫻井教育課長。

○教育課長（櫻井光之君） この辺につきましては、町長部局のほうとも協議をさせていただいておりますけれども、着手の時期によりましてこれも補助事業で進めていくものですから、そういった事務のスケジュールともすり合わせをしていきながら着手の時期をできるだけ早いタイミングで進められるよう、議会のほうにも提案させていただきたいということで、町長部局のほうとも協議してまいりたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 菅野議員。

○15番（菅野良雄君） 長年の懸案だった幼稚園の再建ですけれども、ようやくスタートするなということでございますが、非常にありがたく父兄の間でも喜んでいるかと思われます。幼児とか児童、それらの教育の環境整備という先ほどの一般質問にもありましたけれども、経費はかかると思いますけれども、いずれにせよ公平公正な教育ができるような環境を整えていただくということをお願いして質問を終わります。

○議長（櫻井公一君） 15番菅野良雄議員の一般質問が終わりました。

以上で通告いただいた一般質問が終わりました。

日程第3 委員会の閉会中の継続審査・調査について

○議長（櫻井公一君） 日程第3、委員会の閉会中の継続審査・調査についてを議題とします。

各委員長からお手元に配付しました一覧表のとおり、閉会中の継続審査調査の申し出があります。申し出がありました審査、調査件名を事務局長より朗読させます。事務局長。

○事務局長（櫻井一夫君） 委員会中の閉会中の継続審査・調査申し出一覧表

平成24年第4回松島町議会定例会

委員会名 継続審査等の内容、審査等の期限の順に申し上げます。

第2常任委員会

陳情第3号 東日本大震災被災者の介護保険利用者負担の減免を被災市町村の負担によらず

継続するための財政措置を求める陳情について 平成25年3月定例会

陳情第4号 生活再建に至らない東日本大震災被災者に対する医療費一部負担免除を2013年4月以降も継続を求める陳情について 平成25年3月定例会

陳情第5号 町道高城・松島線整備に関する陳情について 平成25年3月定例会
高齢者世帯の実態調査について

町営住宅管理計画について 平成25年9月定例会

続きまして、議会運営委員会 次回の議会開会に伴う議会運営についての審査

議長の諮問事項及び議会活性化に伴う調査研究 平成25年3月定例会

議会広報発行対策特別委員会 「まつしま議会だより第113号」の発行に関する審査編集
平成25年3月定例会

以上です。

○議長（櫻井公一君） お諮りします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 異議なしと認めます。

よって各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査調査とすることに決定しました。

本定例会に付議された議案の審議は全部終了しました。

平成24年第4回松島町議会定例会を閉会します。

大変ご苦労さまでした。

午後2時37分 閉 会